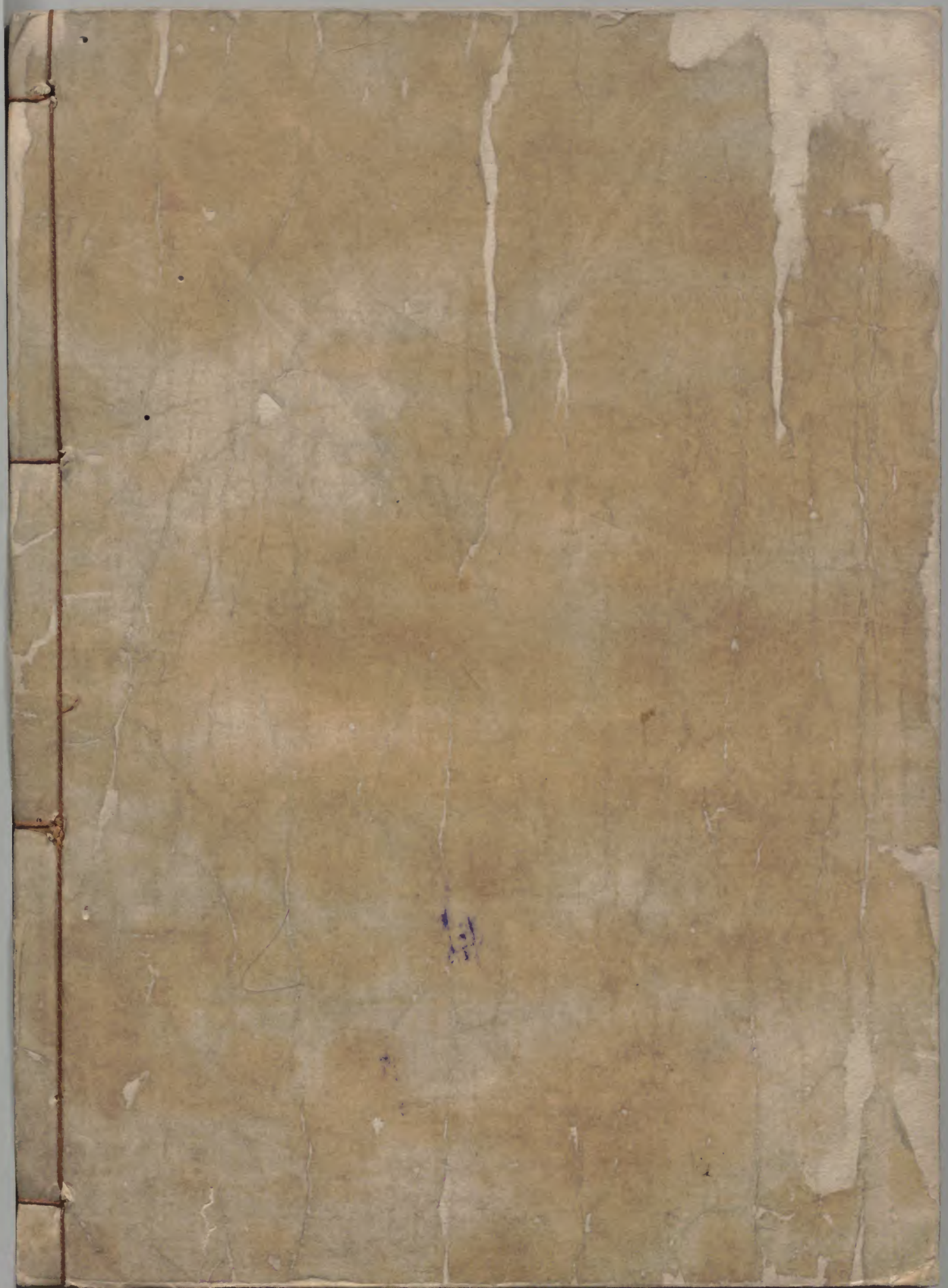

古楷齋見聞書

共十冊

九

垂

説話

内閣文庫
和書
類
號 三四三〇四
冊 一〇
架 二
函 二一三
（九ノ）

内閣文庫
番號 和 34304
冊數 10 （ 9 ）
函號 213 162

綴じ部（喉部分）の文字等が開きが不鮮明な場所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

図255

一松平光政家中江申渡之書付
一板倉重矩重道江之遺書
一井伊直孝直澄江之遺状
一保科正之家老江之示
一藤堂高次二子江之示
一正之現今之シヤウ訳
一光政現今之シヤウ訳
一堀田正信諫之状
一小笠原長勝仕置
一堀田正俊奉　令百姓江之條々
一久世広之家中江之示

日本政府図書

内閣文庫

一 松平新太郎家中仕置
一 加藤清正家中江之渡
一 當　将軍家近臣江御教之ヶ條之由
一 雨森源右衛門願六ヶ條

---

善事書付之覚
一 孝行成者
一 忠節成者
一 文武藝能者
一 義理を強無君之諫諍一筋ニ仕者
一 慈悲深き者
一 正直成者
一 行義能者
一 欲無者
一 義理を専ら仕者
一 兄弟の間能者

一 夫婦の間和睦仕者
一 子を能そだて候者
一 役義能相勤者
一 能友とむすび候者
一 下を能召仕候者
右十五ヶ条之外若善事ハ何にても有之者ハ一名宛も書出し
申出し候得者一所ニ而此付筆にいたし白紙ニ書封し
指上可申候何も封しのまゝを後日其付筆等相改出し可申也
右之趣郡中新太郎へ差出し猶其月々毎月諸人江得与相
申付候て読也

秘閣図書之章

我病付死を免れる甚言ハいさむへき事有書付
是をみん勤て怠たらず孝たらしむる事尤に
一 大孝の事ハ古人くりしを以て実いたれは万慈
今の人の学文なくハ路道ニかゝる四書五経を書よ
文字ハ学ん知るもの悉く理を知るへし但よき
人と交り学ぶへし今時の学者ハ只口利口のためにして本の
身持ハ世間の人に勝のためにして人より患者多能
一 忠言を付き実なる者ハ毎度々に詞をきる事なし能人と
交りと語り遠慮よく楽をうけ我を抑へ
心もてよくして身のこといふへからず人の才智を知へし最老
并年よりたる者の事ハ目に恐へし世のまよひ猶取るへき事

日本政府図書

内閣文庫

ことに人にはさる役をしこさせ候に小事を大事になしてなしとくる
事をハ遂ん用なと知へし然財ハ手にあるとも惜むへからすされハ
身を消るかと欲ことハ知へし世にある所の主人此事を弁へ
敵に公私共の子又欲月ある者の子ともをも身に并て養
させ之をも同じさせ候をも見損なのかとも失ハぬ事を知
すへき也人多く候を人見知る事をも要有り情を兼代相
仕へしとも良将多く有也人と見知我恥とおもふへし
世にある嘲をも免れ人下を恥る貧便いちくよなり悪つべしハ
其ことへ多へし

一 主人たる者ハ賞罰正しく私によるへき多ハ十悪とおもひ
是を罰せすして善人を殺す也賞とおもふ悔る事なり
身にて善人とて賞する事也法なるへしとに善人と見ゆるハ下自
善にて帰しなるも世あるハ我邪なる者の罰をハ施して同事又候
手をも段ハ武ハ人に手にてその罰を与ける事ハ其乗道をにあり
立つる者法度を心得は一人の為事あり行末とも人能く保して
この心得

一 軍法常に心掛先我心を知て未流によりかくましめなりよ
して法ハ正道之執也身の上と人によりて心て鉄心を守警
せよ触ぬるも捕るまし悪をも正直にしあるが事ハ人もこゝせ
能あら敵をも与へさぬ捕り我も我善悪を守り警を知へし敵方
必治ハ善事を事常をへし是兵法之身也軍法ハ軍之法
と定ハ鉄砲切先未着ハ鉄砲を頂弓切先にハ弓を取鉄砲切先にハ

徒を訓兵治軍法也大将ハ兵法をも用人を能見知士卒を
細術徒弓馬をもならハせへし其上人の好事を家中に勧
物事に依て弓を射させ見徒歩にて力をためし見んためにて勧若に
鷹狩などさせ候事ハ我々のつかれを勧者也たとへハ武道理をハ勤る
たんハ常也地の師に教者を法可仕置縁を出させ候ハんためにてもなきにも
うけ也撰也人の心をよたかり人を押すにんにハ禁とも無え常勝に
ますせられ事すれハ主人の心へを云ふ一家一国ありかるへし
当代学者軍法者風俗悪ニ天下人を悪する人多し云當
事へし

一人ハ恥を知を宝と存る人えらり志也家人さけ法を押すなく
当用と恥通し他の事えを収示を能せん人とする人多

乞を正しくしく能術ハ一天下よそ兵法之術と外を取とも
一家よ兵府ハ兵法之知よ家を失也ともくと家人を去らしく
去らく皆何に出とよひ出勢御撰也古きの人の得る家中の風俗
相得能とは王ましまるへしまるかこさき人ハ人まるとて
新たる也ひ出しとらくたかるかり学文を去らく古人のまる
とせよ一代まるこてさハ則賢人也と時ハ文も礼儀まとあれかく
とおりうさき兵法家者よりさしほまれとよりこふ人多し
人よ勝くの其有有をまさしくよ見積きへし大切兼え今り
まして一藝もある君をいかに事ハ仰るしくとも也へし
天下静謐なるまして武士道嗜なく我作くかり多也しに
留出来ましたよ撰ほりの其ハ人多く集む先年の法よも

文と武（たゝ）ハよしてこそ　御出生も今ハ明く君代仰られ
相伝有様ひ家並もうらん今年ハ明多く人多ク憐ゝ
ともやたかの所作とはけし人の説さりとも志つて浅ましき
事ともあり何れもの書を読くも情まされハ益なし其
何したる又目よりわしたるりと立つり之略よも英雄の名をなし
残さるしと因もそいふまて一切無益の沙汰ハ勿論なり
たりまゝて比共ハ名ての志をそ心得てまし諸事ニ心之ニ一旦
述らんや

右従板倉因幡守殿ゟ写被成候ニ遣也

---

一　上意之儀者家中御若輩私ゟ覚へん子弟後事
御申付候先毛頭無之ん御一向御奉之第一ニ被相勤候
ニ付而申之ニ而たとへ家者家ハ公孝行無之之御
代々御厚恩子々孫々迄さまたけ無之事
一　大権現様泰平安治来家々ハ御用ニ立来候段無之儀ニ
而を方々ニ而治之事ニ而武道之殊外之ニ其外之事御稽古
成　大猷院様　右方様ニ茂職場御沙汰之仕来常
之事ニ付武芸之事ニ付目前迄ん〳〵も並ニ御内證代々其方
被　仰付候て迷れ之様ニ常ゟ無之躰之迄ニ而ハ軍法
頂之第ニ而定ル之ニ而通ニ而相違之ニ所にて見合
之有ニ付而之立新法ニ目当ニ而之ニ相傳之軍法弁

別書一巻之通合戦之総事

一 兼天下之乱之時ハ朝敵征伐ハ別之事是ハ先元之ハ紹
天竟了金沢而守ハ仕先定政之為頼之所ハ合力て
内ニ月之九一度之ねさ中ニ而ある事

一 天方衛門継ハ仕ハ度因之ニ用ニ而ハ事ニ面申書之子て
仕ハ実子出生之其是ハ而ハ跡目ニ而弟て被申事

一 継家老之謀叛ニ而嫡子を仕ニ依仕候ニ付ての家老も懸ニ候
相分候の為之毎之内ニ事是く天武道ん掛存ていたしの事
相頼候ニ付之御沙汰存候ニ付かも候之御見定浪牢之
仕候て御中付ニ無る太大不之ニ其之他無所存之
格を定之御中ニ而御ニ支格を定之之かの事限出来

其之人之勵も無之可有事

一 譜代新参ハ子先初少先ハ御目見ニ而相違ニ継人ニ衛達
ニ依法米単者見合て記仕度事

一 賞罰之儀家中ニ而ハ賞ハ学罰を尊存て度事
この為大将ハ人存し申候へハ罰ニハ不及候とも善悪被無
其ニ而仕事相守候大抵之人被人も国毎ニ而仕
将ハ能ク退居仕ての之ハ大形自然ハ仕候之善悪
之ハ知行親ハ為当座事ニ而ハ遠慮ニて人を見ハ様事も
多之ものハ余り能くて之悪（ルカ）無之花角大将ハ欲を深く
慈悲を深仕所要候事か

一 武勇ん掛存てのもの見出し此ハ之ハ感ハ押込ニ而ハ無之て済

一諸侍之義ハ武道之嗜無之商人之作法ニ相紛
家来ニ先祖ハ何ニても出来次第之者之相続ニ而
ニ付新参者抱候ニ付支度無用自然右之人々
侍之武藝ニ無心懸武具馬具嗜申候ハヽ可立身済
武具ハ一通之外無用ニ候事

一譜代新参之隔無之様ニ諸侍若悪法等ニて可任人
嫌事之人ニてハ見損候者ニ候而ハ埋もれ不和事多
ものニ付候而ハ諸事支度之為禄ヲ可被相渡
難儀候ニ付同家中雖何事之商人之意見と
撰出し可召仕事大将之手柄のよしあしニより可為
軍功之儀ニ候ハ常弁之事ニ候ハヽ第一ニ可被心懸事
この者ハ付合之支度も構候而仕者ニ候人ニ事欠之様可被申付

一文道之儀ハ句讀ニ知為ニ付事ニ候間武道学文を以
頭として其家之作法之様家風無之様ニ可致事

一在狼之御勝手ニ下座ニ而一流之法令緒後沢諸
御付候先ニ立申候上ニ満候申上支度無用ニ候　禁事
日光山之御社代并大猷院殿御付候も大清申候ニ可勤
申事

一寺社建立并法事等家禮之外物入無之様ニ致附因寺社
之事ハ役人ニ而家老之者ニ相談之上相伺本寺ニ可伺
裁判事

一自分之領内知行所之下知諸法度之中ニ而ハ御公儀之

一人撫世上之勤家業之作法諸事家来仕置候ニ付而
如此之条〻相用候執随ニ可被宜存候 猶行届候様
中務世上之事於天加護武道冥加也

月日

## 家訓

一大君之義一心大切可存忠勤不可以列国之例自處焉 若懐二心則非我子孫面〻決而不可従

一武備不可怠選士為本上下之分不可乱

一可敬兄愛弟

一婦人女子之言一切不可聞事

一可重主畏法

一家中可励風儀

一不可行賄求媚

一面〻不可依怙贔屓

一選士不可取便辟便佞者

一賞罰家老之外不可参知之 若有出位者可厳格之

一不可使近侍者告人之善悪

一政事不可以利害枉道 僉議不可挟私意拒人言 不蔵所思可以争之 雖甚相争不可介我意

一犯法者不可宥

一社倉為民置之為永利者也歳饑則發出濟之
不可他用之

一若失其志好遊樂致驕奢使士民失其所則何面目
戴封印領土地哉必上表蟄居

右十五件之旨堅相守之以往以申傳同職者也

寛文八戊申歳四月十一日　會津中將

家老中

---

條々

一御當家之法度を可守事

一孝行之道忘却有間敷事

一出頭衆にもよらす中通事

一弓鉄炮馬以下家職之道不可忘事

一男女浪狂[illegible]事ハ有御法事

一若者之遊山等之儀ニ付御當家之道無沙汰ニ付狂山
[illegible]事[illegible]文流儀[illegible]事

一振舞よしさし[illegible]組[illegible]長酒
無用事

一[illegible]之[illegible]擁屋病随[illegible]

一孔子之道[illegible]日本紀[illegible]鑑式條[illegible]
[illegible]事

一大事之御國之領[illegible]萬事[illegible]事

一　上下共ニ能人ニよらすハ家之亂ニ成也上下共ニ悪敷ニ而ハ
人〻嘉假初ニも仕間敷事

一　常ニ能友と似合共見ても後ニ申合善悪ハ友ニよるといふ
悪敷友ハ何ゟも能〻其分見分見合候而可申事也中ニも悪敷
もの八備人之しく除能中ニ成間敷事

一　家中之者奉公ニ忠ニ無怠者ハ能見知我又一点之心當ニ
可待でたし事

一　我ニ抱候て其元物頭ニ可遣之よし申付候て有家来ニ
致殺なとを別而何ニても情を掛置候ても御軍役殺
之待済御用ニ立てもの也と能〻可申者也令義を
分よりけく待ハ人ニ殺害仕事能附ハ諸傍ニ而加憐愍事

一　代官職仕者ハ第一ニ算用以下能〻可存遠之者悪ニ
可任申付也其外粮米以下ニ能〻積ニ而陣替之事相極ニ而
能之事ニ女房海のことくに可なくして可仕事

一　算用之道ニ而知者ハ諸事付悪敷事常ニ心懸へし
一　小事ニ而も算当在之時まて今死罪財宝をも根本ニ因果
も又是ニ違る罪ハ能〻可糺明事

一　朝ハ能起て髪を結用所を申付晩ハ夜以上堅ク可申付
加様ニ分条をハ行儀正敷ニ而出合之能〻可致候我身
兼ニ小身より致苦身之ニ身上ニ到来候ても不可忘事也
守候而年身を致間敷事

一　仁義禮智信一ツ欠ては諸道成就せさる事

皆除く事なかりけり文武両道に皆当つく合戦とんは
然といへとも常に稽古之事一切に習着して道と
知る人よまりく雑談を好みて猶さんの符に成配符を
利大人を敬老人をいやしむ我出利根他人を嘲り
無御を強て之杖当乱辞継んて名継様に御同く
道徳一偏よ行付るを悪事も其之御告に得よも
かの義をもん符行害よりて未継にてかんの符者也
寛永弐年八月二日

---

一 月夜といふも徳の名法は獨といふも徳の名
をもつくもゆるして徳に入せ給へや
一 人ハいふもさらなし人ハ神といふ神なり
いのりと頼をとこてしれ常にこころたのめり
一 孝行といふも親の名天命といふも性の名
人よ死殺せてひく道に入せ給へや
一 心ハわつまなれと見ゆるに海なるます
こころまゆよ物しねをいふ海なるね道をとほし
一 和けといふも心ハちこくといふも敵こころ
みをも祈ふハ神なるこめんをさしり給へや
右は花後家之郷之琴の御歌

一 仁と云も性の名義禮と云も性の名
仁義禮智信ありて性に入せ給へや

一 道と云も仁の名天命と云も性の名
人に恭敬し給ひて道に入せ給へや

一 自為と云も徳の名心徳と云も徳の名
迷ひくも悟りえて徳に入せ給へや

一 あくるやうてあつくぬいと念性の辞しまい
行すぬやうてあつくる文わくまる人の天罰

一 人はいふもとろめ人は称ふくと物をし
いつりとよくさとすてこそ炎よんたつなめ

一 人はわるまし事称と見る学とへまつなし

一 佛と云もとうん心ちこくと云もとうこつての
外と称ふくは坤乃さうより給へや

一 姉し祈らむ但しろのやうは月るなれや
たくろ乃水の色見ゆ何ふらふ

一 目もおよさしてとるを入さ道は
さもおつるは一周道反風乃地て

右為新蒼發親作理單歌

一 欲とふとも人は燃ともいふも人こそ
いつりとよくさとつしこく徳に入せ給へや

一 文を見ても人は寅を見ても人は嫉りやすきものなを
かえりくつしこく徳に入せたまへや

右忠孝作

之忠節之ニ付意趣書出し以奉対　御当家私儀不奉
御恩之ニ而ハ無之存候ニ付右之通り手子親加賀守ニ世話之出生之
者ニ候処　大猷院様御代何之不及沙汰せし付
為御称御恩之不申上候　御継嗣ニ付　御治世之御恩之
私之儀今度御為之　御為ニ深一人ニ被下ニ家督被仰付候
不存ニ而未来之御恩ニ候　御代ニ不去未當年十ケ年ニ及年々
無事ニ為出来候上ハ百人富ニ事一ツも無之し候更天下ニ之
御仕置之被存候老しこ第一人ニ御當時殺図錦慰広民之
御備牛馬ニも至迄渡果申ス世帯の為ニ而御称之老ニ之
御代継申上候渡　年寄衆ニ被仰付其寄之被仰出而書
年寄衆ニ而宗光殿之被仰付籠之御宛ニ付限私申上候
候而不審ニ存思召候年寄衆中之而者御為ニ奉存候　御側
衆被仰付而者種々御取立ニ而御役ニ一人として能被仰付申者
壱人も無之而不残御身ニ付候者共私儀ハ以ニ
御為之儀何共下より以て仕候而も付ニ御恩ニ不被仰付
計略ニ而申渡候之通ニ候と命と相違ニ無御座候ニ付
何とも其上ニ而不都合候と被存候ニ私一人
利之被成候一年々と當年之存念申上

一　御當年ケ様之儀者全存知不申候へ共私の存念之
御座候ハ　大猷院様ニ而ハ亡き後ニ被存候と候ニ
御代之内十年ニ在ニ身一世ニ御座候事無御座候ニ
之ハ存身共例之出被仰ニ被成候

御代八万年之内能御座候へ共上下共ニ命ハ定御座候ニ
候へハ不意ニ無之ニ御仕置ニ被仰しとても大かた年寄共
并筆頭備よ可被仰付候ニ付一人としても出家茂
候ゆへ利も有之一生ニて立身の私欲ニ不存候被害
最後命仕候ても出仕一往差置候御座候老人ニも
加賀守も　大猷院様御仕置ニ而私欲同様ニ
出来候事ニ而　御為ニも自然ニ而も論之ニ付候
候ニ　御年も御若く[illegible]年寄共ニ
まても無年ニ[illegible]共　御耳ニ而毎度も被[illegible]
一 大猷院様御仕置書ニ候　上様ニ被遊候ニも如[illegible]御座候て者
てやうニても存候様ニ候て

弓箭之儀ハ申ても出来候様ニ被成候　大猷院様御代之御事
天下御治世候へハ武士之儀ハ不及申候　御素[illegible]
之ても御存知之候　思召候　上意ニも加賀守事果ニも
殿之取計候　上様ニも未若年ニ而御座候へハ大意
下知被成年寄共一筋ニ侍之吟味致候様ニ
専ニ申

一 松平越前守　御代替之時分御内意[illegible]
氣遣のよし[illegible]三万石[illegible]
平[illegible]万石[illegible]
三万石[illegible]十三万石[illegible]
[illegible]文[illegible]万石[illegible]

増山弾正少弼牧野佐渡守抔も兄中ニ大分御領地を
不存処ニ旗本之者共先ニ被下知行を出し候付而も不存候処ニ
不相立候ハヽ無之不存来候ニ付多分者不存候者共
此段も年来存候武士之作法無之事候

一大猷院様ハ其外之続御年被存御用之先御代ニ被為
此ハ逐之内ニ而候ニ利勘をして仕立候得共一万石余
中様之年之状ハ私ニ被下候ニ者知行十三万石余
之ハ此者旗本ニ罷成候諸給仕を加増ニ被下候ニ相
仕候者ハ其上ニ旗本ニ者知行全無思召ニ候ニ被下
置候様ニ成可有之事候

一右之通申候而も　御城下ヲ立退候故為ニ可成
思召ハ尤悪敷候得共存寄一ヶ様之利状をも致申上
候者ニ候ハヽ又ハ御尤ニ者見候へハ親類共不届ニ相成候ニ
存候御座候得ニ候様ニ立退候而ハ此ハ荒角申候
御耳ニ立候ハ不及細を申上候而なり候ハヽ
以て不存候而ハ御和と申候者御城ニ而立退候而も
御城下ニ母妻子を召置候而立退候ハも悪人之事
存ニ候段御心得ニ申候へハ迄も無之御事相替
之様御年来申越ニ者治可申候ニ相替可有之候事

万治三年十月九日　堀田上野介
正信

保科肥後守殿
阿部豊後守殿

覚

一 給人当時ゟり手前逼迫仕候得共家来猶以は外之役儀并家業ニ付先年ゟ漸々ニ致減少罷在以前ニ当時之風中ニ而（尤家来之者共先年ゟ合力宛合力米を出し申候（尤給人他ゟ遣り不申候事

一 家来之者共ゟ先合力米を出し申候而一両年ニ而右之者以之役目之外ニ兄弟中ニ付候ニ付貞[illegible]之用ニ御座候とも無之候申付候役目家中法度之之対百姓ニ申遣シ合力米を差出候申事

一 知行之内ニ而者先仕合之分ゟて地方ニ而一所割勢之者一人ツヽ遣シ申候而押並能米ニて日掛ニ分させ申候事

一 家来之者共之勤事ニ者先之秋之[illegible]無之所ゟ是非合力一往之役儀ニ付中入合ニ付キ分之文字罷用ニ而申候ニ付申談候之分仕能申付候

一 右之役目合ニ而役人中ニ付家中ニ而諸事古来ゟりの百姓無筋ニ而其外ニ自筆ニ申付ニ而下知仕因細之下ニ而役向之百姓之勤を申し（遺手き大庄屋ゟ）下之小百姓之見分ニ付を見届申上候申出し猶又前ニ而事付之候さ世申事

一 前々より[illegible]年来之事ニ付々之[illegible]をせん[illegible]

一土免にて取納可然検させわき〳〵ハつくりを定め申さし（若見より申さし）

義を別ニ坪〳〵させ申事

一所々ニ目安箱を出し下々之訴を書入させ可令察

其之法候ハ申付候道ニも時ニハ下百姓之申渡ニ付て

ハ支配之非分之義もあらハれ何事も探せ云聞元

少も無遺恨なく下々も服してための守護しく

右之品にて申付させ申事

一末〳〵下役人申付百姓をくらさゝる様ニ云渡り

もしも無滞候ニいたさせ候ハゝはしめよりけ

申候ニ付自分無穏ニ仕合ニ而潰ニ百姓も出来候

守護之役ニ而もいたく合点せさせ

申候ニ付て作法を立下知仕事

一当村之義役人ニ毛頭非分之合点無之様ニ申付無

検見人ニて取勢仕処ニ大風吹候間損毛も多之候

得とも中作半毛年も候て夜ニ其年大老之年

貢を減申候〆皮吟味ニいたし九月中切ニ

落済勘定まて定お趣ニ作法併年ニ納し申候

一地方より蔵出ニ仕録候可と正直ニ可有之

候検見人者老兄ニせいし候させ毛頭内証

心得申付所々能て作法多き村〳〵ヶ様

子細之候者相申役人之

儀之申事

一去年より小川迄之飯地よりもの共之義ニ茂度天百姓
飯米之ためニ利德ニ而遠之米を買候ハ文ハ高利ニ
米借り申候ニ付返済之儀ハ済つゝく不落着ニ
と極め下百姓ニ申さハ次第くに相成候
之ハもく仕来より甲乙無之様ニ出来申候様ニ被仰
米を稼かんとさけ来年七月迄ニ隨賣延ニ
致させ下よりも申出し次第ニ渡させ申事

一飯田之竹木を下百姓之身のためニゆるしさせ
此飯村伐木之事せニ而猥ニ取ことも無候
次第ニ役人申付下知を仕せ候飯田之儀申者
若又ハ親よりも申ニも左様之儀を堅ク致候て申付ク事

一當表より役請事申付候文ニ差人も錢金借悪人
此ことハ若其之者ニ大之通ニ無之沙汰ニ及候ニ來候
への有之候ニ付左之通ニも自然悪事ニ及候ニ付
申知らせ其下之役中ニ可申付候事
と二年ゆるし申へく候

一菜同子之百石余完ハ細川殿年寄附分抹おこ菜
出ゆまり之地年貢米を捨免遠米之内ニ而ゆるし
置事

一同子七百石余完も先代より積米を百姓ニ借置
利米を取納仕来候之年よりゆるし申候

一飯田竹山之内ヲ百姓共請ニ而請取をいたし代米

一 よろしき事ニ退散之義ハ先規之例ニ任せ例米を
納メ来候分を返し申間敷事
一 以前より領内之牛馬飼申候儀ハ利付之諸道
年々利銀を納申候分を返し申間敷事
一 樹木竹を銀ニて売渡シ申候より此先規之
性悪ニて切らす事有之候て年貢地之畑ニ在之樹木を
みだりニ取出さし申候ハ其外やくさ之義大数多吟味
之上申事
大形ニ而此方往還申候ハ伺可申道中ニ而寺役より
兵ニ申付ニ而多ク極大て出て置申付性悪相さセ
道中ニ於て
除く
一 民は国の本也 御代官之面々ハ常ニ民の辛苦をよく
察し 飢寒等の愁無之やうにと可申付事
一 国寛なる時ハ民奢ことの出来るときハ己か事業を
怠るやうし諸民衣食住之事迄奢相止させ可申
付事
一 民ハ上へ年貢之収ニよつて銀を取立候ものなり 故よくよくの事も
内之下を銀ニて多し上下ニ之ふまへさせやうに御
念入候様可申付事
一 御代官之面々ハ常ニ其身を慎三之分与候て民之
農業細ニ存知候て御江戸等へ念入言上にて可申付候

無して諸事不存候者自身之勤之儀肝要ニ候附ハ
候末々まて私ニ有之間敷事
一 面々之領知之百姓等ニ至まて支配仕之
民救用ニつかひ候并今諸事儀民より借用ニ及間敷
民へハかし可申相慎て可申付事
一 堤川除道橋等者諸事常々心を付掛して
可及大破ときハ支配所へ達し可加修理并百姓
諍論ハまきらはしき儀有之候ハ糺之内ニ而可済
候て可承儀ハ依怙贔屓なく可及難儀やう
この節可申付事
一 面々御代官所并私領又ハ私領へ相渡候節ハ末々
迄之諸事無滞様ニ念を入第一御勘定也
滞様まて可入念事
右条々堅可相守之者也
家法之條数堅可相守候　公義御法度之儀不及申
諸事第一忠孝をはけまし礼法を正し常ニ文道
武芸をも心掛義理を重んし風俗を乱へからさる
事　附 [illegible]文言[illegible]まなひの術まてをも取覧之書籍の文字
これなきへハ文字知ぬ者ハさとしかたくして文学
無之者ハ無調法にして[illegible]是なる心得なる之
それも此節へハ[illegible]孫之直増者附[illegible]

孝ハおほやけの道なれハ内にしてハ義理を専とし
外にハ礼法正しかるへし後の人ハ極あしくて風俗猥と
なり父母を君とする者は憂也と云人ハ忠孝と語さんと思ハ
先家財の人ハ継緒にかゝりて風俗正しく跡をたゝは
もし孫世へと君には仕へて忠義の志深く世に交て
好人の名をあらはし生てハ親に順ひ死してハ霊祭をなさん
忠臣ハ孝子の門に出るといへり古へ聖人の孝経教訓ハ
則忠の根本をやしなひ務なり人の子たるもの
生て孝の道をひろくすへき事にて親を先とすへき
よしあるも其年を及て父子の心にも孝養し世につくへ
てハ愛ありて敬也愛敬内外のひとしくきことのハ
父なりとも愛敬なくんハ天よりうけてハ生まれの道にちかへり
ありて其高貴の徳を行ふ大庭に出てハ学極の理にそて
其盡究の礼法をなせり人よ出てハ人の性のりを分も
ゆく親なく敬てゆく嫡を重く親をなし
しかれとも又夫婦兄弟朋友の交其五倫の道正しくこれを
聖代の時代とは家へし法来利治の習ひに深く
利心をあらはして君父をおろそかにせしは不孝の
志ゆる事此本を忘れたる惑ひ成ゆまきハ利禄ハ必
有信の人ハ極め上中下其心の従弟ひるかへしく見ゆへきか
人ハ是の由を究めハて身に応して行へし人ハ常に
まつ信禄をも田畑切と覚ゆるハ人事にハあからさま不通信乃

何にむかてハおたがふまじく理にハあるべし人にしもめされ候ことも
たゞへきたりしハおそるゝ志のなきハ義理にまよひすゝむより外ハ是也
されば志のなき物なれば大孝乃人ハ命を捨て幸極なる
忠孝の者ハ無為をなして是をひとへなれば古人
何れまでひとへに大孝を勵まさらん平生ハ忽熟あり
禮ともの軍陣ほしく出んとなる人ハ命を全するを極の
道也性を全ふて死後乃名をもかれし戦場にのぞんで二氏
このむかふ也たまよハおそれ常に礼義正しくて完とれ
へつれば我人勇といふものは大勇を好へし大勇の人ハ治
世に臣しく小勇のものハ治世に成らざれば古より
大勇の人ハ沈勇なりとて平生に何事もなき事にて辛
命に服たる裏然光を和らげにたへつゝり龍ハ眼なく
而て天下の治るゝ時の陰氣にまじはりて常に治水に同り
源をまもりて修にしりぞいて諸葛孔明家綱の楠正成
たまでハ沈勇の源なり常にハ温和慈悲なれども忠臣
の節に至りてハ無逆乃者をたいらぐる時ハ忽ちに勇氣隆
武威強におそれていつまでも無事をねがふへからさる父をる仁文
武ハ天の陰陽や表裏ハ文化し氣候をして絶て
温をなさねば枯れてハ忽ち風気を付けしくなりて生死
わかれるごとし是爲平生にありてハ忠孝の力
と本懐也是にハきさのいつもつきもたゆるく也
是大孝を勵まんと藝術をみがき勇氣あるべし

勤るこし又常に君兄と云友を持事是一のたゝしと
知へし古乃人代いつるみにも歌によおやまちを事を誡けハ
判歌に海遠有と性く事すへし人の歌に逢て
おやまちを得常ゝ時ぞられは幽遠まて思ひて自
戒しめく老たるを敬ひ知ある人によく〳〵て好悪の人を
友として常に己の非を知へしとなり但し君を
いさめ父母を諫め兄弟朋友おやまちを諫る事人に
よしみ事ある人を諫むる時ハはゝらす言葉に
かこつけて人の非をあらハす事なかれ猶とも歌身に
受時ハ言撰ひて用てよし君子の時おやまちハ日月
の蝕のことし人それわおやまちある時ハ君子とう
わくすかのさうの時悪しく改るも人ハおやまちあるをいさめこと
於はかくすもへ〳〵なり君子ハおやまちを改るに於はく
り弥して改るよしもかに小人ハはゝよかくかなり
過をハほてよかしこくなるとうりあるかも修らハ人を恐
君兄をとりたる時是をこよりも下よりいては言を
猶判文伝に應して那く大身小身を時の運命隆ハ
大身乃人小身成をのをあるなるこま本をことのるへし
小身なるもの歌身をそやしく侍るもとてよ末をことて
世へなすり大方によハ天地を父母として生し出てゐる人
なきて皆天地地祇の孫としてそやしかるへき
人形し貴賤高下はけ乃いつきにひらのなりし也

此世ひらけ始りしより文武節にわかれて八文士て武士の人と
あり唯文道有人と士てあり文道なきを武士とする
とかくしたる日本ハ武の国にて聖り神帝文道あり
して此国をひらき給ひしより日月よくめくり
よくして山川下に治し人倫和る魔有神武の道
わこなされて君子国となされ給ひしそれより此ことの皇
帝まて禁中を知ろしめし給ふ事ハ三世よなるひ
たまさかなり皆王孫の流にて士ハ源平藤橘の
四姓よりさまさま又ハ世々治りして村里にもあるよしハある
名と武とせしかし一派よりて武流にゆきまたこたひ
なれともに下帝の禮法正しく可有事也又文道
武藝ハ人の本也それハいにしへより日本ハ人のつかれのこと
人の是生まれて動いつまりなるし血氣よろこ
ひされて安まさにまたそもそもの身をいふ古の
神代人のかんとことしてそれとぬして禮義ある馬術をも
よく弓筭用なとの六藝とおこなひて幼少より人と成
又おそくしなたるよりは體の源て常に書を讀
ても読にしても義理正しきよきの武藝なくてもと
武勇の者あり聖賢の書を廣く讀て其道
をしらすありてさすらに此武士のふるまひをあゆることは
先ハすく讀て能ことのとよく讀てあれ是ものと此人
をよしてたゝしひあの道中守なる人ハ文道武藝ともに習ふ

ことに是接遇名家にならふへしさることにて下及
出合ゟ所是なりひろく人ゟ侍へし安き身気量なく
武のよせ付て藝能あるときは何事をも一人前にて
他乃藝をもしらぬもの也是ハ御隙間に習ふへき道也
つまりせさくへし幼少よりもいとゆかしくして藝能あるさき
このおかげも身の幸なる事を後子孫又ハうちある友
ともにも藝能ハとするよし習ハさしせるはゝにてよ
ひとし武藝ハ弓馬父母にして剣長刀法鉄炮
その外小具足ホいさゝか甲冑樓兵法也次ノ
是具乃外ハ入道具とその外の於かりあれハ
陰陽を用へしとある陰陽之くハ古人の風にて
長久の政治なれはこれまてある精を出へしても用
るや世にありてさしと陰陽のさけとも井にのあり
先しより志さしは欲心はしても慈悲より発して陰陽
学術はして仁義法乃正道を常に欲心を去りてまに也と
名分限に適するやうに持へ天下御代に於て家人者
常としてあまたも一気を張にしても我に内記
たり作してのを若しあるもの也去欲なまたハ守ぬき抱
此門一流押なる事ハ抱とおり作りたる事様にハ
倹ハ老子の三宝乃一にして慈倹乃二とかくそ
或ハこまよるか遊仁ならは天下の為とそれなり
慈悲の内是ぬなくして人を慈しみ女の為に

はる所形くるしきを遁れ物のことに感逆慈ハひろく誹を
為し君子絵よんりとて絵をたゝふにハあらん
本ある筆をとらすしてたゝに絵師の味を見ハ世話の
あやまりはなからて志つくりやしくなるへし故誹を
卿此文章かさかりて禮義有事なきハ分限に随て
お定れとくその系有へし　絵師ハ其中にも山河の
雑故きこらんかにし　誹子ハ文章能遊覧ハ文
意かへきこゝろをも好て　誹子よりをけうし
誹を手風流をたゝ人の利を本ハすつ感慈芸
根をもつて禮をとなとして　慈悲心　歌を詠して
若俗の嗜しく　世話よ世の歌といへて言つき
抑哉もうけす賓抱をもすつるやうなんぬるにある好
ちよのきけるかしとひふこの中や歌人乃おのれのハ人か志
まさとハいふ所この気をありて世間其所は足用
二ツてとして卸る着をたゝ人をも書歌たまハ
世細気形くなの形る奢をの形く活へまやく
自然に事多くし　世話よ物学をおもふのこと
いつるとく宣歌の姿しく絵よしてなすのく筆よつき
よりりや兵具を嗜礼用と調へんとせは小財なる
志ハ家寒ともに用たまし悔して奢たるゝと大身とも
ともに義ハ（用）たかし　宜なる時ゑんも松の川の
誹しるを朱志やそのころよおくきるを恥ある者ハ

恥の心なからんやまん妻はさらぬなる道理と申して
云意して縫殺なるとも一つのこと恥の心なかるべし
たる故也　恥を知ることを男子ちかふにしるべし　之ことに
武士たる者をとりわけ恥の道理をよく弁へ
次に嫁娶の儀式は万事及び廉ならん　但し女子の夫の
家に嫁りくるものなれは賊寇を防く事は礼義に
あらず妻子によりて身を治さんは男子ので恥なり
談義ありたりとも出仕してはまつは親類のいましめにあらん
嫁娶は猿り余猿として着をなしける事大切なや
まりなり婚入算とひは名おれそや　女子は知らず
とれ　公義と仰つりけれは男子はなからんさ家はこそ
まん死て後家のこらけ道理なりたれとも古郷よ家
の業をと勤まるゝは家をおこさとやもなき悪事なり
なるとしは飲食衣服は妻なかしにつきの下しも男は
人は余男なりて後くつとき家にたまきをとのへてよこ
夫なりしの上下は人の家をすてたるに女家に嫁
これの事道理にたかふへからは娘もよそんとてりて
人の家よゆきて嫁りてかりみる家は来て家親
の家をおもひたすくる事を学因なりと思ふべし
家親の知りなるは我家なりと思てたてきこれにき
ふ也男も此道理なくてひとつとしてはなりてうる
女の家よ来ていふ則まくもなしとひ後家はたりは

稼穡をおしく成ものや其方に親戚の教をへつゝ之
小身なる者娘を育てハ公用軍役ともしくなるを
末かやまうりや妻をむかへ家をとゝのへ子孫を
續孝をしらんとふあなり娘も男の家をとりたて孝と
めよ孝行をはくすへき道理や婦人の身持第一にハ
丈の公用と軍役ともしくその本ハ女すとこ女
すして夜集めなとして人事を等抛いまひとめり
稼穡よ怠りてハ家よくせんとすとしてハ其家
亡ふる抛ふり家をたもつるハ孝や公用軍役
の忠ことハ孝や能く妻を娘に行しへ一度しとや
とりか婦人ハ仁徳と節操として抛いまひ芸徳に
仁徳源なれはなさのひハてんして幸されり抛いまひなど
すまさハ幸をそんしてまさのひとなる説擬ニ考討
先抛いまひハ身一つり慈悲の心とそこたるよ忠婦人
是おこなふへきや條事ハ酒を以て世をそこなふものなり
取となれハ能くいましも一君へ子孫の幸をと
思ひぬハなし道をしらひ徳を積て子孫の業をつきまと
ハなまさて奢をしりて道をとりて子孫の栄にあつき
へき事とおもせるハ何代まもらひやや家身をなき親切
なり子ハまもこる身や積善の家よハ余慶ありと
いつも麻猿ハ婦人は異見なりしへして限より違し
かハき文章あるへしこれ道具とこのせへからし

女ハ容貌よろしからずして美麗を好せたまはゞおほく
あるべし簡略を用ゆべし男女ともに奢侈ハ用たまふ
べからずむさぼる心なくしもさほどの事ハいやしき
風俗になるものや或ことの外安気にへとめたまふ書
益姫乃心なされぬ立ぬべし男のたゞ孝悌
たゞく婦人ハ化みてよろづ事なりし貞正と心化徳
とし温順を益とし静に女ハ其月とする貞
ふくせよとぞ益姫有なりしハ其神武家に
無鬼なるもの神祇なり活流霊被爲擁武婦
夜書法文将爽弐り俊の好るの外法に
業にて仕ゆる也 此者見作の常に味と
おゐ者つき事なり職の好む将爽たとへハ武士道
けさりし其事たまへハ継隠にたますへきもおの
深りあ氣へたまふて慈悲にいたしかるべき無
たりとも活操よおひしらずへし寝ぬそてよき人を
無いはんるハ大さかるゝへかりも身も人へつくおし
思ひまゐて益たまはぬ事也況や此家の人をに度中候
常よりの変をよ常に云ハ御心しても侍る
ことの云はひの賤ハ人へ相得てそのことの也其利害
男女好みこころをもちて用ゆべしして云へるハ
古の士の道徳の事文武ニ般の外常に心よ益
よわりんよいやし此故ハおほきハ必用少さへりを

言葉ありしいはることのや人よ口説を申けらるゝハこれか
人かしましきものへかゝりと恥をまして慎むへき事也

覚

一此度申出剣法習書　右方様御出立候得
上意を承として申出る者ハ一ヶ所候へとも
振ふるまひ候ハゝ法を覚者共ニも申上候て
去年も法武芸之に申出之先人によりて若小身なる
衆ハ振舞候に付余も多く存とりへよく存候て
法を致す者ハ右ニ申候ニ相合之外候へとも
覚者より存之ニ不便なる儀も候へ又末々の者
不及遠慮候得共覚ハ士之先法と存候に付て不及
よく得其理士先に無之切ゝ申出候而も不及遠慮
一覚ハ多くの者ニ候得ハ不覚悟之躰に候得者以来を
言度々相士衆ハ切ゝ相士とよろしく御座候ハゝ
一試合之法にして無之申付候ても　上意を承候てはと
一附之当て並対　上御意とハ国中米々迄達勝負
一申付出申飢え候ハゝ無ふ様ニ存候法之存候て是を致候
一此先此法家末一身之志申しハ不来事ある事先海
家中士之先法之振て者対　上申ニも表
家来に対して八歩以て数申候て以ての月とて候
何も存振之処随分堅く可相勤事

申　六月朔日

覚

一 自今之衣裳紗綾縮緬類ニても練絹之類の着之
履道具も可為同前事

一 奥方衣裳　公儀御法度守可為絵縮緬一表ニ
付代銀百目かきりニて可着之事もとゟも随分軽く可仕

一 婚礼之事他客祝儀ハ各分の常ハ二汁三菜たる
へき事

一 家中士共今ニて肴菓子等差掛ケ申候又ハ酒
なと入申候縦祝儀ニ附とも新肴無用たるへく
義ハすへて申間敷事

一 湯治之外ハ遊山之沙汰無之余所附縁ニよらす
大座無用之事

家中江戸中閲覚

一 家風之事此度従　公儀御通達被仰出候
先年も如申出万端相慎いたし諸事ゟ許
細工之諸器之儀ハ材木其外入用之様書出候ニ付而
之儀器ニ自之以後植天井板之類檜之外ハ
無用ニ付候併乍之間道具之ふちさん之類之漆塗可為
停止ニ付ハ老中之外ハ可為無用事

一 武具之事分限ニ応之諸操仕置しく用ニ立候不
斗者也之付馬具之もの尾ゟ門之鞍鐙等之

押掛ハ老中也とても無用と云ハもし其元寺社地
今ニ而貝無之所候鍋流れ之抱掛りてハ名前自と
して候新規拵候て可尤も但役所ハ宮中鍋鑓
ある鑓能候事虎の門ニハ尤も是ひろうニ毛氈
うち無用之無之て深泥渡シ先ニ無用之仕事猿
泥深く滞りまとなひ付家文ても無用ニ候

一　馬之事見分ニ揃なくかんてて承り一可仕候沼ニ
ところ出て候所中ましく候て

一　刀脇指文自ニ脇指揃て不及無用ニ候

一　合樂地無之所候合ニ而貝ニ鍋流れ之候出て之ハ
右之外かけてそ樂地合ニ而貝無之所候ニ而見抱候
成候ニても無用役抱置候ハても名前之事

一　振舞之事先年ゟ去ハ老中ハ二汁三菜外ニ肴
一種吸物并ニ而吸物迄ニ一汁三菜肴一種吸物并又
向後ハ一汁二菜肴一種ニ可仕此外菓子
なり合候後段出し酒肴も三返菓子一種之外
之出し右之外小取盛共も用ゐ申合外
料理出し候事無用ニ可致旨先年申付候へとも
猶又親類等ニ而も左様之者共参合候時ハ一汁二菜之
料理ニて先達し大方致候て菓子数ニ而も増り
料理仕まし〳〵汁式ハ肴物ニ而入もせて
可有之と合同事ニ候ハ無用ニ可申付候事

一 種々も雑掌也之事此儀ハ奏者を入候へ
ハ何にても一種つゝは江戸に精進物なとかけ候ハ
家来ハ無相違候小身衆ニいたしても之として
（惣家中ハ大小身共歳暮ニ而御馳走ニ成候ハ歳暮遣）
候事 [illegible]ハ江戸の外ハ有まじく候

一 祝言之事只としハ往之ニ而國もとにて[illegible]ハ[illegible]
ゆしくるしからす候ハ[illegible]

一 祝言之時祝儀之儀ハしゆちうを大小刀也[illegible]
親子兄弟智舅ハ舎弟従者方ハ小袖代
銀子二枚二枚九つゝ以そ二枚ずつ[illegible]
（其外ハ三百疋又ハ百疋ゟ下ハ二百疋[illegible]）
聟一種ならてハ一つ祝儀新[illegible]
年始ならはかけ之ニ而被遣候への御振舞之事

一 年頭歳暮之事只ハ二三日立也通用[illegible]
ひの池京八丈ニ而ハもんかてもくるしからす[illegible]
江戸にて大名衆ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]事

一 [illegible]
[illegible]
[illegible]

九ゑん分之子ゑんとて書女もやてこへ移り候思召
練染色之大同おもゑん以下を思召練の紬にて
うゑく綾お掛たりた大小刀たこ之志不てゑく
同帷子ハ絹光中に妻めたりとも代銭一枚分をた
帷子に之ゑくやひかのことく入てお安ゑ用縫花てよ
之ふ巻にをハくし紺色染たるへし　ひつの字へ
喪衣お絶く分當年来はて死てより
一大刀こめし持てハ安ていもひの縮ハ之也
帷子ハ安にて染之れの色て紺ちやにてまたし小袖
ハ大刀にめしつかいさりた常たこ本紺たるへし
一帷子ハ光布にて色て持掛て帷子常當年中ハ黒
一当者ゑ紙縞掛袴たこ本縞紺分之ゑ色て
一家中大小刀たこりち着黒常に法度ニ候う海
こ安ゑ用ゆ可
一ち喪ちかけ他人ハ家之兄弟とも一切
うお安ゑ用事
一女正月礼絶おこなうへし　但親子兄弟聟舅
にこハ喪衣何ちも持来ハてお安ゑ用ゆ可
一喪家之後分限之女掛り跳り山共ハきてよ
地引ゆ安ゑかく所後ゑもまてば喪家ハへ謝
とあく法来たるま品ゑ所関ゑ可て後振ニ来
此く先非事ゑて可て遊限事

右桟敷ニて相守へき者也

申六月朔日

覚

一 此度従 公儀 被仰出候桟敷ニて[illegible]事

一 桟持人々刀指来候とも刀脇指者不及申下々迄禁制

中脇指猶以一人にても[illegible]無用也

一 家形ハ上ニ板葺ニて横天井板并枕桟之[illegible]

ならすして見物之外附庭うちら奥の方[illegible]

付前桟同代おほ[illegible]二ヶ所町[illegible]

一 見物囲[illegible]

一 芝居太夫本より[illegible]男女之[illegible]

[illegible]見物人ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]入[illegible]

[illegible]

年[illegible]事

一 [illegible]下[illegible]事

[illegible]

[illegible]事

一 [illegible]下[illegible]

抱掛之帷子等當年中ハ不苦候事

一 諸職人何方ゟ誂候共蒔繪金ゟ貝無用蒔絵
惣金の彩色并刀脇指之外惣付金道具
仕ましく候事

一 衣類賣買之商人女着物之表代百目ゟ上之表
付帷子ハ代弐拾枚ニ買置賣申ましく候何編
如此之外かめの入ニ不残来て隠抱賣買仕ま
しく候事

一 祝言之儀公儀ゟ被仰付候ニ付諸事軽可
嫁入之刻之具代不分ニ候て道具ハ藏
并祝儀之外ハ親子兄弟舞嵩之外ニて可為
可申付年頭并節句其外之祝儀錢
親子之外ニて出来之事

一 振舞一汁二菜酒三返菓子一種ニ可限之
但祝儀ニ無之汁弐ハ不可過之
可為無用ニ候一種ハ精進入可申
精進抱加可申ハ不苦付ニいらや可申候
一 毎正月諸祝儀在之へし 但親子兄弟舞嵩
ハ不苦何之て抱来ハ不及無用可申
一 諸商人在々家中諸方へ持撲たる抱式
并之貝并無用之抱等他所より買取賣
申渡しく候事

一妻子之儀分限より過たる拵仕候者ハいつにも
被仰出以後ハ[illegible]有之候ハヽ妻子ハ
何之[illegible]をも[illegible]可為一ニ
[illegible]振舞等[illegible]之[illegible]て[illegible]
右条々急度可相守若違背之輩
於有之者可為曲事者也

申
六月朔日

覚

一衣類之儀ハ従[illegible]
一百姓之衣類十村肝煎庄屋之妻子共紬布木綿
可着之脇百姓ハ布木綿斗にて着之但[illegible]
にても人よりも上之物[illegible]吟味之上にて急度[illegible]付紬
之無下常着之ニ絹布之類にて可為[illegible]
一[illegible]染文男女共ニ[illegible]ハ前々ゟ御法度候得共
[illegible]之[illegible]染て着候但下ハかうしに付之若付
候者ハ十村肝煎[illegible]人より[illegible]
吟味之上にて[illegible]当年中ハ[illegible]
一諸人ハ正月礼之外[illegible]常ニ何にても持
[illegible]用[illegible]出入仕者ハ若
[illegible]持参無用之事
一常之出入[illegible]付何事にても[illegible]
[illegible]用も無遠慮[illegible]事

一訴訟之事庭座吟味仕手前依怙ニ[illegible]
如何様指図ヲ請候分ハ急度[illegible]沙汰ニ候ハヽ
庭座にて為越度事ニ候分ハ[illegible]別儀ニて
きつて

一[illegible]年頭又ハ祝言之儀并ニ[illegible]付
[illegible]にて[illegible]申間敷事

一武家之衆親類兄弟ハ名別ニ無之者ハ一切
為無用事

一葬礼見舞之者何ニても持参可為無用
会者ニ對し馳走ニ茶湯之外ハ為酒[illegible]
[illegible]中[illegible]可[illegible]

[illegible]て[illegible]之[illegible]中付[illegible]
添之後者農業を精入[illegible]に
[illegible]之随分[illegible]て[illegible]
[illegible]伐[illegible]度[illegible]十[illegible]
[illegible]庄屋又人組にて為無事之也

申
六月朔日

天鑑起請文前書之事

一第一御為を存[illegible]数事私を[illegible]公を存寺
[illegible]ハ天道之罰する所也私と云ハ或ハ財之[illegible]を
顧て私親之私情にひかれて公を乱すや人之[illegible]

職被命之事ハ全公儀職役之根源ニ可號事
此職と云ハ君之役目ニして士民之上を執遣
ニて職ハ君之ものニて職を云勤ハ臣之守也
君臣之際之義相遂臣ハ臣天道人倫之大原
然ハ本朝之大小神祇武家之守護神
八幡神ニ可有照覧者也仍如件

---

右御國替之儀ニ付　上使牧野駿河守花房志摩守
江差遣　上意之趣委細安藝人へ申聞候て渡之

安藤對馬守

六月九日

板倉伊賀守
土井大炊助
本多上野介
酒井雅楽頭

福嶋左衛門大夫殿

條々

一国中竹木猥伐採候ハヽ可為曲事事

一給人方在処之儀者其召而候も可有事

一家中之輩武具資財等不及遠慮之候而之交

用事

一未進分可棄破事

一借物とても有来之一札次第事

一未進方ニよれつゝ不男女事未済同前て可返事

一家僕之儀主従共諸役免事

一右條可相守此旨者也

---

肥後守に可申聞覚

一肥後守若輩ニ而今度之儀一分之覚悟ニてハ
無之肥後守も同心ニ存候而も下〻之者共御
家督以之家紀肥後守不存世上之聞ニ作法
常之作法も能〻国をもまもり下〻迄肥後守之
肥後守ニよつて無御許容之作法候其作法よきう
世間之ものも聞候子母共之御代官之御仰
理も不申上者共ハ其儀　公儀ニもかまひ無事
とも思召候今程御代官以仕置之動ゆへ罷科ニ付
仕付之儀此度早速来勤并ニ年貢而仕付以くし
来年も肥後守とも早〻家督仕御沙汰之上にて此時ニ申

よて付満国元江在之庭内ニて逼塞被仰付

壱万石ニ下置候也

五月廿九日

陸奥守義不行跡ニ付　仰出候通逼塞仕て一不是候世れし

此度ハ隠家督左中上ニ而実子之事ニ候間陸奥守清

知行無相違　給候之如前ニ候ハヽ陸奥守兄

田村右京江　右ニ伊達兵部与両人後見ニ江

被付候陸奥守所領地之内都合三万石宛右両人ニ

分ケ被下候家督者亀千代承申合右京兵部更共諸務代

候より申達て可申付候也

八月廿五日

---

## 覚

京極丹後守儀家督相続以後対父安智不孝之至

ニ及　閣ニ清宥怨之父之度況安智方指訴状自去

冬以来実否被付候数度其状兔角之

難渋至一類中或不和或不通并家中之者所百

姓等困窮仕至悪以政領地江　不寄之丹後守者南部

大膳大夫近江守者茨木大学頭ニ為預之也

五月三日

覚

高力左近大夫事、所領之仕置悪敷課役申掛、士民令窮困之旨、去年国廻浦廻之面々ニ数輩訴之、巡見之通承之、帰府之上言上之、猶以先年及亡所之旨、所々之百姓集居候、依根元父摂津守已来給付之院　公義令張八木ニ下シ被成之、領内を痛候、根注之上、家中仕置亦不宜、下を苦しめ、捨之身之奢候事、重々不届至極ニ付候、思召候、改易被仰付候、松平亀千代ニ被預、嫡男伊豫守者酒井左衛門尉ニ被預、二男大学者吉田大学ニ被預之旨被仰出之

二月廿八日

---

覚

奥平大膳亮父美作守相果候刻、追腹仕候者有之候、兼而停止候法度之事、奉文ニ大膳亮不届ニ思召候、急度可被仰付候得共、先祖忠義之筋目有之ニ付、美作守儀　大猷院様御當　上様ニ茂被付候者ニ付、用捨之被仰付、本知行高二万石御減、山形江被下置、松平下総守儀宇都宮江所替被仰付之

八月三日

右雅楽頭仕候、戸田山城守宅ニ　稲葉、大久保加賀守、阿部豊後守、土屋相模守列座ニ而申渡之　上意之趣山城守傳之

申渡　対馬守依

一今度領分百姓立退付而還住論議ニ不及其身
申付又ハ作ゟ七年之内ハ其主不可取返之百姓
大勢徒動仕らせ候不届法思食候條城地ニ
召放不被指之　候付而不之候志延之候　候也

右元禄四年未十一月

一今度原城籠諸事ニ相背御法度之族出来ニ付
思召ニ叶其城可被破却旨依之所領被召放本丸
之外悉可被破持之候　作事ニ付石垣被除
之上ハ其人之道日数ニ候宝不可有之候合ニ思食候
候上其安国寺地被下津経通ニ　候也

六月九日

安藤対馬守
板倉伊賀守
土井大炊助
本多上野介
酒井雅楽頭

福昌寺へ大中丈殿

定

一 此度出蒲藤若を人被召寄事
如右 作出名にて之見隠候事
上使之宿指事
一 寺中不可放火事
一 不可有押買狼藉并毎不可伐採竹木事
一 喧嘩口論堅令停止之若於違犯之輩者雙方
可成敗万一令荷擔者可各可定於本人事
一 此度寺中へ人通停止之事
一 寺家之者寺家にて留之他所之族を以て之見隠す
一 百姓男女事年貢方未進方一季居共以之異破
之外當寺寺所事

右條々堅可相守此旨者也

元和五年七月廿一日

今度被遣英陂於永平寺以松頓総寧寺後住被
仰付之處又松頓云永平寺者古来為他山之今自英
後不可受法流傳授然無先例
大権現被 仰出制法於諸寺社之時賜 御朱印
於永平寺其略曰日本曹洞下之末流如先規可守当

寺之家訓事云々如此今更何以稱他山乎且先是
五六代從関東寺之移于永平寺法流世牒之先例
有之矣去松頓中爲非據明実然松頓之前々又
六代者皆悪例也総寧寺者為三箇寺之最以異他
故紀明法流之混乱是以云尓因茲召至于龍穏寺及
十ヶ寺之住持所審被尋問宗門之作法矣日以永
平寺不可云他山且近代之例亦不為悪例若為悪
例者其時々之三ヶ寺及一宗何黙止新之乎然
不及其沙汰至于今是不為悪例之證也而今松頓
以自己之私心新申立非例遂 御朱印之旨其科
甚不軽因松頓速雖可被加厳刑以為沙門之身宥
免之被配流于津軽也使松頓告関鈞命而後津軽
年飛家従後進之至後永平寺及龍穏寺十ヶ寺
可知之傳

右之旨趣

（松頓同宿二人沙弥一人被為流之於津軽扶持方十人分可出
重之旨年飛家来江合之）

明暦三酉
七月廿二日

覚

一福禅寺事、先度於京都被自讃毀他之法談之段、先年浄土宗江　被出候御條目を相背候出事ニ、其上於当地茂穿鑿之砌、不届条死罪ニ可被行候得共、然処当年御遠忌ニ付而宥其科一等遠島ニ候事

一意三事、福禅寺江経論釈書を出之、令宗論候段、諸人ニ不似合儀出来候条、其上於当地茂穿鑿之砌、御條目を相背候故、死罪当年御遠忌ニ付而宥其科を遠嶋ニ被　仰出候事

一新右衛門儀、意三と同道、福禅寺江相随候段不届ニ付、京都を被追拂候事

以上

九月十二日

三月廿二日

本多飛騨守江申渡之

家中仕置悪敷ニ付、上ゟ家来共ニ申付、非道成仕形ニ付、領地被召放、松平丹波守江御預ニ被仰付也

同主計江申渡之

父飛騨守家中仕置悪敷ニ付、上ゟ家来共ニ申付候処、非道成仕形ニ付、領地被召上候ニ付、頓ゟ被仰付候ニ付、主計儀

内閣文庫

京極若狭守江御預ヶ被置候也

諏訪安芸守組小十人　川井傳五郎江申渡ス

妻女之呼死候処置平野左之清方へ今ま子死もさゝり置候仕形
之事ニ候ニ付而遠方之不届ニ付而改易候　被仰付也

右之通於評定所前田安藝守申渡ス　永井伊賀守　本多紀伊守
能勢出雲守　川口攝津守　松平美濃守　稲生下野守　井戸志摩守　荻原
近江守　諸星傳左衛門　安藤与十郎　松村八郎左衛門列座

長野平左衛門与力　清水三太夫

一平野左之清伜源七郎事親之ニ付不宜付而追放ニ　被仰付

遠嶋　平野源七郎

同　同　丑之郎

但幼少故十五歳迄之親類江預ヶ

八木仁左衛門手代

切腹ニ　被仰付　平野左之清

---

元禄十七年三月

一阿蘭陀人江御書付被　仰渡候写

覚

一阿蘭陀事者御代々日本商売可仕旨被　仰出之毎年長崎へ
差越候ニ自然之儀以被　仰出ハ其南蛮之切支丹宗門之通用不可
仕候差被入魂之由いつれの国ゟ相聞へ候ハゝ以之外之事日本渡海可為
御停止之間彼宗門ゟ日本江之通事一切不可仕勿論宗門之者
船ニのせ来間敷事

一不相替日本為商売渡海仕度ニおゐてハ切支丹之宗門之儀ニ付而

一 彼国ゟ可渡候ものハ可申ことハ南蛮人宗門之族ニ付彩船ニ
ものニ入候船も有之候ハヽ渡海道筋之砌茂可有之候而及見及聞候ハヽ
長崎奉行江可申上事

一 日本渡海之唐船不可奪取之阿蘭陀往来之国之内奥南蛮人
と出合候国可有之候ハヽ彼南蛮人と通用不可仕候若於出合候国有之
其国之所之名奥ニ書記毎年差出候而如此長崎奉行江可
差上事

一 流球之国ハ日本に相従之小国ニ候間何方ニ而も出合候共彼船不
奪取事　以上

## 市原郡市兵衛記事

上総国市原郡姉箇崎村市兵衛者下農民也甚主次郎兵衛元禄八年乙亥與于同村總兵衛放鳥銃逐猪鹿誤傷人之妻而死次郎兵衛雖不預其科然曾為之黨類故連坐于伊豆大嶋市兵衛哀之憂之屢訴於官廳請贖其罪今已十一年弗輟弗措寶永二年乙酉正月十八日郡國総務從五位下近江守荻原重秀與其同僚聽訟市兵衛呈懷狀曰請以己身處重科免甚主之罪所言大切官吏問曰是何故乎市兵衛平伏曰次郎兵衛有老

父曰得入今歳八旬有七延歳嬰中風之
疾身雖未已氣息奄〻命在旦暮僕抱養、
竭心常有言曰未死之日一見次郎兵衛而
瞑目則至願足矣靡時而日而不及之每聽
其言不堪感痛也且次郎兵衛有子遠別
之時女六歳児三歳號萬五郎流刑之後
其妻産女子而死僕乞乳鞠育漸已成
長今年十一歳皆依賴於我三子共慕
父號泣老父兒女之悲人之為情不能
愁之況於僕乎請察哀情達素願官吏
又問曰老父現女所在如何曰於戦
養之育之守主隷之分如往年之日嘶
恐用度不給僕今已四十三歳然十一
年前與妻不同床此意無他僕若生子
則所養有所歉以鬻所生之女為他人
之婢併耕餘所得之金買求田宅而附
萬五郎徧告郷之老農為證也官吏召
郡監又兵衛樋口氏質其言無所違官
吏悉感其志賞其義重秀乃與同僚告
其始末於執政老臣皆曰彼志雖切然
次郎兵衛之罪不可赦是法令所定也
唯以次郎兵衛故田宅之没在官者悉

国立公文書館
National Archives of Japan

可授市兵衛也官吏傳命於樋口氏召市兵衛諭之市兵衛垂首平伏然猶有不慊之色又訴曰所賜之田宅願畀之萬五郎僕自領之則為主謀而取主之田宅者也命令雖重而非素志也官吏曰恩命惟重不可變早歸邑里留滯日久支用亦乏也市兵衛拜謝曰僕出邑之日為主待罪故附家事於姻族孫十郎無所介懷且在府之間市中有知己者憐僕志感僕情顧遇有餘故十餘年來雖滲江府不求宿食之料也官吏爾感其誠又告執政執政授田宅於萬五郎市兵衛歡忭拜伏乃歸其邑重秀又告執政曰姉箇崎村幸有無主之地願授之市兵衛執政皆曰可也乃召市兵衛授田畠六町及田宅等表其行實重秀請余於記其條狀因記畀之且加一語曰至誠無息無息則久久則徵若市兵衛素志所存十餘年之久遠確乎不變使官感其誠於今日可謂久則徵者也大凡古今所責於士大夫者忠爾然亦克之不恥其責者鮮矣希矣若市兵衛

国立公文書館
National Archives of Japan

一郷之士民鄙夫之後而奉主之心
盡已而無他道以士
大夫之所不能克而克之置之國則
為國之忠臣置之家則為家之忠臣
使世之不忠於國不忠於家者聞之
則赧然其顙有泚也

寶永二年乙酉三月下旬
大學頭林信篤識

---

掛原屋与力堀源三郎と申者當六郎左衛門家僕喧嘩之
右之趣及言上　御公所謂
喧嘩口論之場一切見物集之旨被仰渡候處兼日
屋敷中申付置雖然傍輩之喧嘩甚以近所也不可
見捨儀ニ而相果候ハゝ存子細之承双方手負
主之所へ参候者乞申事者皆内方受取者三人之
条相手ニ而疵付与力之内二三人手負致かにて先様之
處従国ヲ走相幸ニ而為ニ而も見所ニ而与力計ニ而相手
と切殺ニ付早々ニ而極候得ハ国許ニ与力九人へ申付追放之
以屋ト弁内某甚急ニ相拾又同所極敷中ニ而相見届之処
御之外ニ与力国ニ而沙汰之面ニ何も宜ク有之趣を拾向候処也て

中村右京え文ヶ渡候

七月廿七日

御家来并又もの江戸中ニおゐて自然出入有之候ハゝ其
所之名主又ハ組又ハ辻番等出合留置支配方并家
抱之者相渡申候様ニ申付候間其主ヲ以て屋並支配
方并屋敷等ニ可仕之旨御家来筋ニ能々相渡候様ニ与老中
江戸ニ触ル

六月十日

右之書付尾張殿紀伊殿水戸殿ニ大久保右京亮板倉
市正渡之大隅守とも名々部某以延宝六午年

---

一　但尾張殿在国ニ付而当地ニ差置候家老江申渡候

加賀之儀

一　二月たとへし四月ゟ注けりし六月等れりし三度ニ相分しよ
り米之儀御出来次第右のし米ニまり納させて免を
さまの米を扱しよ納而之儀ハ作出来候百姓ともニ
米まいしハむさとつかひそしあけ候ハゝ手つまり候先
米出来次第ニかけらまち在候而手つまり候得ハ米

一　渡候と相見ん江戸ニ村々ニ能々を立延江戸表迄之ゆへニ而
先納申候先き古作前々江戸ニ付候ニ取候

一　かけ候村ニハ国之奉行之判形ニ撰而同前ニつかひ
江戸奉行場ニてさらしこきさニこのうちも奉場へ
出候へハ是貸をしらせ延取ニて候不非ニて七三ニ候

一 三ヶ国之餘米大坂江廻之、右ひ申候ハ申候ハ、三ヶ国之又
別段ニ売人も出来可申候

是ハ公儀御用達之者ゟ
古老之書付

覚

一 八木年々高直ニ相成候ハ、先年者当国ニ而御払米御座候而相応ニ
相成候御当地御用米ハ御蔵出減、且又御払米御蔵地
ハ当地米之売買無之候ニ付、出来之廻米斗之売買ニ相成高直
くつろき不申様ニ存候事

一 銀子高直ニ相成候ハ、銀手竟新金之通用ニ一相成候ハ、左様ニ存候事

一 右之通之高直ニ相成候ハ、諸色迄高直ニ相成候ハ、八木之外諸色
高直ニ相成候ハ、武家町方共ニ及困窮ニ付、百姓も
農作ニ相成候ニ付、不致丹精候ハ、弥米高直ニ相成、難儀勝手ニ
相成候ハ、如何程難儀及候ハ、町人ニ至迄難儀之事

一 近年酒造之義年々増候ニ付、世上之酒造減候様ニ致度
併造之義ハ往古之直段高直ニ相成候ハ、商人之利徳を之
迄之ハ調候者之為ニ候高直ニ相成候而ハ、其所詮

一 西国之諸国之酒造停止ニ相成候ハ、諸白買候ても方々ニ而も可宜
哉と存候事

一 近年町方ニ而も加役新規之儀無之相成候ハ、大技掛之出金又ハ
町之高出候事大之責有之候者皆并農迄番所捕当
江戸ニ町方ニ而頼ヶ之様ヶ様之不古来無之大分之加役ニ而渡難儀ニ
出来外ニ之分者ニ町役ニ而年之近年隠し役ニ相成、困窮

仕候事

一　町方ゟ遊人多く又ハ諸道を好り候而或貸物ニ入或ハ色々を以相對
不仕賣掛不宜ニ出入致者ニ多く有之且又町人ニ妻并娘抔妾ニ抱へ
女役掛廻人ニ而も仕方絶言語候儀ニ国窮ニ至一日も其命を
道ニ成難致ニ有之不埒止事ニ人よて恥を被忘却ニ節々抱へ
不食仕儀ニ候故も其食殘ハ仕遊戸付抱候者無是非事之
物さうさニ及まて外ハ無是非候事

一　近年町方も所々御用地ニ相成候処代地被下候得共右者ハ高
仕来り所を相離候而別ニ難成仕出ニ相成候事

右之通出来候事ニ而救ニ可有斗ニ而世之困窮ニ救
下ニ不成一筋ニ可有之以申付有之候得共却而差障出来

市中ハ往世ニて困窮ニ救く仕方も差当り不相成候得共
候而御前借ニ而ハ難成差支候ニ付仕八木ニ而も無之京都ニも
成附ニ而掛り其上商ひニ而も諸運上ニ相減し新規ニ致町役出入合
其上又今日持諸大名衆物價ニ差扣候而古店外之商家ニ而諸色
公儀ニ而も御倹約と申上ハ當時ハ寺社權門高ニ迄營ニ外世之相
く候得共ハ時々ニ而ハ延引諸大名諸旗本ニ而も倹約を守ニ無之
貴賤共ニ相成候而も其つり世上ニ而潤ニ致候而一向ニ不成
不宜ニ付其上ニ而次第ニ相止盗賊火付等ニ無數ニ致しため候畢竟困
窮より悪事ニ及も出来申候と被候ニ付是ニ而相止候之哉
出来申候ニ諸人行末を無覚束候ニ付相互ニ相成候様相成候而も筋
小前之借も有之候ニ付而も切立ニ付候者ニ付而

可致之候右之條々大切成時ハ是を守へし
一 加藤清正家中へ令せる書ニ云学文之事可入精兵書を
よミ忠孝を心かけん事専要也詩聯句歌をよむ事停止
たり心ニ香車風流なるニよハき事を存すれハいかにも
女のやうになるもの也武士の家ニ生てハ太刀刀を取て死する
道本意也常ニ武士道の吟味をせされハいさきよき死ハ仕ニ
くき者也能ニ心を武ニこゝろさし事肝要也と云り

一 心ニ物有時は躰窮屈なり物なき時ハ心広躰ゆたかなり
一 心ニ我儘有時ハ愛敬を失ふ我儘なき時ハ愛そこなハす
一 心ニ欲有時ハ義理なし欲なき時は義を行ふ
一 心ニかさり有時ハ偽をかまふかさりなき時ハ偽なし
一 心ニおこりも有時ハ人をあなとる者なりなき時ハ人を敬ふ
一 心ニ私有時は人をうたかふ私なき時ハうたかいなし
一 心ニ誤有時ハ人を恐れ誤なき時ハ恐ことなし
一 心ニ邪見有時ハ人をそこのふ邪見無時ハ人をそこなハ次
一 心ニ貪有ハ人をへつらふ貪なき時ハへつらいなし
一 心ニ怒有ハ言葉あらし怒なき時ハ言葉和なり
一 心ニ堪忍なき時ハ物をそこのふ堪忍ある時ハ事を調ふ

一 心に優なき時ハ悔多し 優有時は悔なし

一 心に自慢有時ハ人の善を忘るゝ 自慢なき時ハ善を知

一 心に賤しき時ハ願おこる 賤からざる時ハ願なし

一 心に迷ひ有時ハ人をとがむ 迷ひなき時ハとがむる事なし

一 心に誠有時ハ身を屈し人をて 誠なき時ハ身を安せて
草の葉の露の如くにふと思ふ 露の世に執着さは落ぬ人のうちの中

一 被召仕候輩上下ニヨラス跡目無相違可被仰付事

## 願六ヶ条

知行ヲモ被下候諸侍ノ跡目無相違被仰付候御家ハ余多雖有之扶持切米ノ輩ノ跡目被下ハ稀也或ハ御加増ノ分ハ召上ラルヽハ方モ多シ忠功ヲ被成御感被遣候御心付ヲ空シク被遊モホイナシ兎角押並ヘ禄ハ世々ニ可被仰付者也近年渡リ奉公人ヲ御好ミ被成候御家ニ其身ノ文リニ弓鉄炮ノ者ノアテカイ知行高ニムスヒ被遣候方モ御入候或ハ其預リ申者ノ心次第ニ御トラサセ被成候衆モ御座候御仁愛ノ下ヘ通サル故ニ或ハ切米少トラセ或ハ達者ナル内ハ御奉公相勤サスルト云ヘトモ病者ニ成申候カ亦ハ年寄候ヘハライ出サルヽ也誠ニ平世力ヲ尽ス事モ侍ニマサリ戦場ニ於テ骨

ヲ折ル事モ侍ニ増レリ如此ノ者𪜈ノ行末ヘ乞食疲人トナリテ道路ニ死セン事不便ノ次第也中間小者ニ至ル迄其々御力ラノ及ホト其行末ヘヲ御心ニカケテ召仕ハレサルハナケカシキ御事也

一奥方ニ被召仕候女中上下ニヨラス貳拾五ヲカキリニ縁邊可被仰付事

女ノ奉公人一度嫁タル者天ニ離レ奉公ヲモ仕候者𪜈ハ節ヲ守ル勤モアレハ普代ニ被召仕候トテモ不苦候ソレ人情天性ヲウケタル者婚姻ノマシハリヲ不為知而子孫相續スルハカリヿモナクツカイタヲシニシテ朽果サセンヿハ刀鋸ニテ截断スルニ不異哉我ヲ頼ム人ハ頼マルヽ人ノ父母也父母ハ男子女子𪜈ニ當座ノカンナンハナサシメテモ其行末ヘヲハ心ニカクルモノ也源ヲフサキテインランヲトカメシハ自ヲツミスル也周ノ大王ニハ内ニウラミノ女ナク外ニムナシキ夫ナシト云ヘリ如此ノ上ニ不義ノインランヲ罸セシハ誠ノ罪科ト云ツヘシ

一近習ニ被召仕候面々御子息方ヘ御付ケ被成自今以後追腹無之様ニ御仕置可被遊事

追腹ノ始ヲトヘハ古ヘ葬フル者草ヲツカ子テ人ノマ子ニシテ以為從衛謂之芻靈ホヽ人ノ形ニ似タルノミ中古ヨリ易之人形ヲ以ス面目機發有テハナハタ人ニ似タリ孔子其不仁ヲ悪ミ玉ヒテ始作俑者其無後乎トノ玉フハタシテ直ニ人ヲ用フ其餘殃于今殘テ追腹ナトヽ云ヘリ被召仕立他ニ異ナル御懇志ノ侍𪜈ヲ塵アクタノ代ニ用ラレテ殺サレンヿハナケキテモ猶アキタラサル事也世ノ風俗ニ依テ只今迄無御存知レハ如何ハセン自今以後可有御心得御事也

一喧嘩御仕置之事

夫喧嘩兩成敗トノ義古ヘヨリ定リタル御仕置ト云ヘ𪜈或ハアイテヲ打トメ立退申者其行ヘ主君モホヽ雖被成御存知候御ミノカシニテ被爲置候方モ有之候世間ニ喧嘩ノ言立ニテ世ヲ渡ル者モ候ヘハ其ハヲ見習浮躁ナルワカキ者𪜈迂濶ノ喧嘩モ多ク町人百姓ナトノウトクナル者ハ金銀ニテ贖ヒ勢ニ隨テノカルヽ者モアレハ自ツヽシミナク無道ニシテ驕モツヨク忠孝弟友ニ背ク悪逆ノミ也自今以後喧嘩堅停止タリ雖然或ハノカレサル故アラハ其家ノ家老其々ノ頭々ヘ相斷腹ヲ切テ可指町人ハ町ノ年寄百姓ハ庄屋ヘ相斷右可爲同前者也如此ナラスシテ喧嘩ヲ仕候輩於有之者親子兄弟可爲牢人或ハアイテヲ打トメ立退候者ハイトコ迄ノ親類ニ御カヽリ國々所々ニ札ヲ被爲立或ハ一年半年ノ法ヲ被定彼者罷出不致切腹ハ其内近キ親類一人可切腹其外ハ牢人或ハ親類無之輩ハ兩ノ隣リムカフ三間ノ者右之通ニシテ其内一人クシトリニテ可切腹也町人百姓人ヲ殺シテ賄ニテアイタイ仕カクシ申者候ハヽ縦年月隔リ候𪜈兩方𪜈ニ本人ハ親子兄弟伯父甥イトコムコニシウト右之首尾トリアツカイ申者𪜈迄悉ク可被行死罪町ハ一町百姓ハ一在所家屋布迄可被召上者也如此御法度堅固ナラハ万民喧嘩ノ不義タルヿヲ知テ自然ニアラソイモ可止ナリ

一百姓御仕置之事

學者民ヲカタヌクニアラス樂メル君子民ノ父母ナリ天子諸侯大

夫士匠賈民ノ力ヲ借サルハナシ寳モ民ヨリ出衣食ヲナシテ衣食
ニウヘコヽユルモ此民ナリ天下ノ人ノメクミヲナシテ天下ノ人ノセメ
ラレモノモ此民也カナシキカナ此民我人誠ハ雖如此自令知行トキハ
一タンノ貪フル心ニヒカレテ民ヲシヘタクルニ不忍ノ心ヲ忘ル今諸侍ノ
知行ハ其ヽ迷惑不仕候様ニ藏米ニテ被仰付メシアイ其年ヽノ
依高下百姓ノ痛不申程ニテ所務ユルヤカニ可被仰付候如何ニ御イ
タハリ被成候トテモ古ヘノ井田助之法ニハ及申間布候間努ヽ聚歛
ノ臣ニ御ヤフラレ候事ナカレ予朋友爲富有民ニ米穀ヲ借ス者ア
リ返辨ノ砌ハ民ノ力ヲ以テナストコロノ器財ニテ請取之也依之案之
國主御領分所ヽニ余多府庫ヲ被立金銀米粟利足ヲ被定可有
御借候返辨ハ其ヽ力ニテヲヨホストコロノ諸物ヲ以テ可指上由可
被法置也其故ハ家ノ内ニイタハリ多ク貧窮ニセマリタル鰥寡孤
獨或ハ病人加様ノ輩ニハ元利𪜈ニ御赦免被成候ハテ不叶者モ數
多可有之候利足ヲ被定本ヲ不捨ヤウニ被遊事ハ永ク御メク
ミアルヘキカタメ也右奉行家中ノ面ヽ替ヽニ被遣冬ハ民ノイト
ナミ私用ノツトメ春ハ田カヘスヿ情ヲ出サセ夏ハ草キリ秋ハヲサム
少モ農事ニヲコタルヿナクシテムサトクツロカサルヤウニ右役人那
奉行代官庄屋以下ニ申合無懈怠見廻リ可申付也康詰曰如
保赤子ト云ヘリ民ハ無智ナル故ニ富テ緩マカナルトキハ驕ツヨク
身ヲ失フ事ヲモ不知貧ケレ𪜈便利ニヒカルヽ故ニ父母ヲ養ヒ妻子
ヲハコソム業ヲモワキマヘスイヤシクモ義ヲ知ラサルニ依テセマレハ忽チ
死罪ニ行ハルヽヲモカヘリミスシテ盗ヲモスル也今國家ヲ治メラレシニ

民ノ父母タルヿヲ忘レ給ハスシテ心誠求之雖不中不遠矣曽子ノ言ヲ御師ト被成候ハヽ誰カ御慈仁ヲフセカン家中ノ諸侍民ヲ制シ民ヲメクムヿヲ人々知トキハ能忠孝ノ則ヲワキマフヘシコレ君臣和睦國家安泰ノ可為御仕置孟子民ノ事ヲハ緩フスヘカラスト周公ノ御詩ヲヒカルヽヿ乍恐身ニシミ申ノミ

一御分國ノ乞丐人寺々ヘ被仰付御ヤシナハセ可被成事

道路ノ乞食或ハモウモク或ハ行歩モ不叶カタハ或ハ老幼ノヨルカタナキ者共也餓ヘ死凍ヘ死尸ヲサラス有様ハアヒ地獄ノ罪人モ角コソハアラメトアハレナリ今諸出家衆救ヒ給ヒテ生ヲヤシナヒ死ヲ弔ラフテタスケ給ハンハ偏ニ佛意ニ叶フ大慈悲タルヘシ然ルニ是ヲサシヲキ寺屋堂塔ニ至迄美麗ヲ尽シテ人民ノ煩ヲナサシメ愚カナル人ノ目ヲヨロコハシムル業ヲノミ専ラトセラルヽイトハカナシ國主御頼可被成ハ依之也

右之通ニ御仕置被遊御持國ノ人民行フトコロノ大善小善ヲ帳ニ付ラレ有御感而御モテアソヒ候ハヽ自善人多ク人民善ヲヨロコヒ善ヲ嗜マン兼好法師カリニモ愚ヲ學フヘカラス狂人ノマ子トテ大路ヲ走ラハ則狂人也悪人ノマ子トテ人ヲコロサハ悪人ナリ驥ヲ學フハ驥ノタクヒ舜ヲ學フハ舜ノ徒ナリイツハリテモ賢ヲ學ハンヲ賢ト云ヘシト云ヘリ（是ハ細川越中守家来雨宮源右衛門与中作者書付酉ノ年火事以後欲与覚以書付也）

一鰥寡孤獨ノ者ニ御扶持被下度事　（鈴木伊兵）

一其身息災堅固ナル者カ乞食仕候而人ヲタフラカシ候

ケ様ノ者叱度被仰付度コト（同人）

一百姓町人ノ内人ニ勝レテ心直ニ勤ノヨキ者ニ御褒美有之度事（同人）

一悪人ニテ人ニニクマレ親兄弟ニハナタレ候者ニハ火印アテタキ事（同人）

一人ヲ闇打ニ仕知カ子候テ嘱託被掛度事（同人）

一大醫家ノ子ニテモ町療治被仰付度事（同人）

一何方ノ醫者ニテモヨク療治仕候テ被召寄町療治ニテモ被仰付其上様ヨリ作候テ被召出タキ事（同人）

一諸職人因然（同人）

一人通多キ所ニ醫者被指置往還ノ療治被仰付度事（同人）

扨旅人煩出候ハヽ其所ゟ次飛脚申達度事（同人）

唯今ハ右二ケ條ハ此通ニ大形何方ニテモ仕候

一御蔵入ノ村々ニ利ヲ安ク仕御借米ヲ仕其利ニテ右醫者扶持出シ候様ニ被仰付度事（同人）

一楽人并町人ホ御知行被下候儀め何御令被下度事（同人）

一御運上セリ上ケ賣物高直ニ相成候ハ諸人迷惑仕候事（同人）

一侍ノ町屋買持候儀ゟ何支配町屋直段高ク相成テニ高リ賣物モ高ク相成諸人迷惑仕候事（同人）

一掛物茶湯道具奢之器ニ候ハ餘リ世上附花不申候様ニ仕度事（同人）

松平左門并親類中江之江　仰渡之書付相達候

申渡之覚

松平左門

今度其方一族共殺害家人之者立退候次第　御不審ニ思召候方
事ニ被為召其方并一族家人ニ　御糺之旨在之処ニ去冬以来家来之
者共知せ候事ニ而一族共相談之上意見之事申遣候得共左門ニ
付而一族共儀致ニ及ひ候ニ付而家人共立退候由ニ付たゝひ意見ゟ
信用仕候へき子細在之候共一族共存寄申遣る處ニ左門承引無之ニ付
其後不届之儀共申遣ニ而一族共も相談之上事ニ候然共ニ而
惑乱ニ仕候得共右之家中之輩迄も騒動せしめ不届至極ニ及候
事ニ候此度左様之儀ニ候ハ雖然家人共申而其謂ニ随候合問
閉ニ被遣候得共家人共ニハ不及其罪科行迄ニ而方事ニ候而遠
され領地三千石ニ被下遠塞せしむへき旨ニ候　仰出候之趣

辰八月三日

松平和泉守

今度松平左門家中騒動之事　御糺ニ付其方共ニ候処ニ去冬以
来彼家老高木八兵衛与申合而左門ゟ荒田宅左衛門と申者の執成
ニ付而不行跡之事共相聞ニ付去冬一族ニも相談之上遣出候而左門方ニ
意見を申遣候処ニ而も左門ニ不相而一族儀致候由也家人
共も立退候之間彼家人共評定所ニおゐて其儀ニ付八兵衛を始家老
用人共定之候者ニ及ひ而家老共申而一事としても無之
左門不行跡の事相聞へ候ニ付一族も同意見を申遣て見ても勿論ニ候得共

八条和一人の申所を信用して彼の家老共并宅右衛門申旨をも取合せ不及意
見の趣左馬助承引無之不相揃て乗合に義絶に及候事　御不審に存し
候ゆへ逼塞せしむ者也　仍如件

辰八月三日

松平宮内少輔

今度松平左馬助家中騒動之事　御穿鑿候旨具に聞しめし候処に去冬以来
彼家老高木八条和申達して左馬助事荒田宅右衛門と申者勧めによりて
不行跡の者共召抱候に付去比松平和泉守を始一族共相談して左馬助方に意
見之事申遣候処左馬助承引なく候故一族共義絶し候に付て家人共も立退候由に候
依之浄土寺におゐて八条和を始め家老用人共宅右衛門と召出し候処家老共
申条一事として左門不行跡之処不相聞候一族の中に意見に及
下申し候右縁に候得共八条和壱人の申所を信用し去冬以来すでに半年
に及ひ候間其余之家老共并宅右衛門共申分も取合せまたたひ和泉守
義絶の事議定し候とも其方事におゐてハよろしくとりあつかひ候る
までをとしつけ候には親類に候等の思慮も及ひ候事乗合の族　御不審
に思召逼塞せしむ者也　仍如件

辰八月三日

松平壱岐守

今度松平左馬助家中騒動の事　御穿鑿の処其方事も
年来左門と不快之由候に付去冬以来彼家老高木八条和其方
まて申旨有之左門事荒田宅右衛門勧によりて不行跡の事共候由を
取合松平和泉守を始め一族共相談を遂左門方に意見之事申遣候処に

取計ニおゐて之及候ニ付て一族共義絶し候とも家人共も立退候
由ニ候處左門家人共評定所ニおゐて僉議之上八之丞を始家老
用人共定番之者を召出し候所ニ家老ニても只一事として其證なく左門
不行跡等之事不相知候由一族の内意見之事ハ勿論候得共八之丞
一人の申條を信用し去冬以来すて不快ニ及候内事を左右ニ
寄せ其餘の家老并定番之者共ニても取合せ不申從の意見とも
及さぬ一族共申合義絶し候以外甚以卒尓の事　御不審ニて
此方逼塞せしむ也依之　被仰出候

辰八月三日

松平石見守

今度松平左門家中騒動之事　御聞之次第在之如く去冬
以来彼家老高木八之丞松平主殿方迄申含ミ左門不行跡の
事共相知候に付松平和泉守を始一族共相談をとけ候而意見とも
申遣し候得共取計ニおゐて之及候所義絶ニ及ひ家人共を申含
由ニ付て立退候由ニ候處彼家人共評定所ニおゐて僉議之上ニ
而八之丞を始家人共申所一事として其證なく左門不行跡等
事不相知候一族の中意見之事有之とも勿論ニ候とも其方ニハ
彼家ニおゐてハ其の相談ニかゝり候事ニ而も可有之候ともとく
左候相談ニ及ひ候共よろしく無事ニても相分り候へき事ニ候すへて
此等の思慮無之甚以卒尓の事共　御不審ニ思召候而逼塞
せしむへき由　被仰出候

辰八月三日

松平対馬守
松平兵庫頭
松平内記
松平能登守
松平織部正
松平縫殿頭
松平主計頭
松平内匠頭
松平清七郎
（病気ニ付不罷出候処父主計頭江申渡候）
松平織之助
松平源之丞
松平主馬

今度松平左門家中騒動之事　御尋の次第委く承知之方
其事ハ去ル松平和泉守宅ニおゐて左門方ニ意見之事相談の
時ニ及て始て其旨を承知候也相分候事ニ究初より承及ひさるに
ゆゑハ此たひ和泉守義絶ニあり候共甚しく宜事を相かゝり
和泉守意見之事申遣候志ともむつかしく左門承引に及ひ候処
其意たりとも相違し候得ハ不仕事共候得ハ御身之事の子細も分御承
其段ニ及ひ候而義絶の事楚忽ニ至候　思召候方　御同人遠慮
せしむへき事ニ候　作兵衛
辰八月三日

安藤杉母
松山久助
今度松平左門家中騒動之事　御尋の次第委しく知彼家ニ去

申旨ニて松平和泉守を始一族共相談をとけ候る前田実太郎と
申者ニ法ニ事不可然ニ付意見て夫ニ方共ニも左門方へ申
遣り候得共承引ニおよひ不申義ニ付是非ニ絶て家人共ニ其由を傳
ニ立退候由然ルたこ左門不埒ニて意見も被用不申候ニ付安人
ニ申く相謀り四人の家老用人并和泉守方ニ参り一事の
實否を承届候様ニ付せ候ハゝ左門本意の所と相違し一族共義
絶の事ニ有之ニ付右得御不安ニ而不申候ニ及ひ候ハゝ不被為得
沙汰ニ追及ひ候上ハ安人共ニ急度せしむへき由ニ候　依如此候

辰八月三日

松平左衛門佐
松平小豊次

右文左衛門御余議ニ而同溝口伯耆守ニ御預ケニ候　依付候ニ付
小豊次殿松平和泉守方ニ引取之候様和左門殿御預ケ御沙汰ニ付
右還候ニ付る左門方ニ差越又左衛門一所ニ相談ニ而立候様ニ
加賀守中川淡路守ニ而和泉守ニ申渡候

左門兄
松平左助

右同断ニ付て左助殿松平縫殿頭方ニ引取之候様和才左衛門方ニ
差越左門一所ニ相談ニ而立候様ニ加賀守中川淡路守ニ而縫殿頭ニ
申渡候

松平左衛門家老
高木八左衛門

一　去冬以来主人左門一族共方ニ不埒之事前田実太郎親
申ニ付りて不行跡の儀ニ付其由を告知せ今度一族共義絶

此度早速主人家を立退候事評定所におゐて僉議有之
候処実躰に申立せ候処主人不行跡之由申候如一事之浪授
而て定之處申披候條々相違無之候処を若申候処ハ無實の事ニても
主人の悪名を申触し一族共も家来を扱ひ家人共をも懸抑
立せ候事ニ罪定科より出候り候雅證之事の始末譜代之家老之
身として其主之志ざし之事ハ立り主人之心にも患し候往候志を
にくミ主人一族共の力を借り候て主者を追ひ出し候
事を謀り候得共事調ハざれ共ハ其罪悪を悪まず立退候次第
主として愚昧之段とこころより候得とも死罪一等を宥め重き
流ニ行ひ申付候者也

松平主馬家老
[illegible]

今度主人左門家を立退候事評定所におゐて僉議有之候処
左門事當座定之處勤中ニよりて不行跡之事共有之一族共
異見を加へ候得共取用ひ不及候處ニ定中ニ於て定之處を申立て
主ハ不及て、定之處申抜候趣一々相違無之候処主人不行跡ニ候
と不一事之讒言すへきものにて候譜代之家老之者にハたとひ主人
行跡不宜候とも扶持候事談合ハ之諫をも納一族共家来
申合て、猶之志を守り主人之家を共に立可相続させ申
候事不及候事主として愚昧之段不届候得之罪を定候
流罪ニ行ひ申付候者也

松平主馬用人
高木安[illegible]

今度主人左門家を立退候事評定所におゐて僉議有之

然る処左門事不行跡之事共有之一族共異見を加へ候得共承引なく
不及候故已に此中に至て定右衛門を為退出候に及て八主人不行跡之
申出一事の難と可申ものも定右衛門申披き候故一つ之相違無之を
申候譜代家老之子孫として用人役をも仕者に候上ハたとひ主人行
跡よろしからす候共節を守り候事於有之ハ其諫をも納一族共義絶に至り
候とも其ハ猶々其志を守る人之家と共に為相続して可致候処其支も不
致申之事愚昧之段不届候ニ付て重罪を宥め遠流罪に
行ふ者也

松平兵部家来
増原喜八

今度主人左門家を立退候事并定所に於て申立之浅慮之処
當定右衛門事より家中之輩立退候ニ至て左門に諫申候

於道無之候を申候家老役を申付年久敷者に候得ハ御為を
諫申合もなく候事すて不被遂候故ハ其志を守り候家の事を
見届へき事に候ても不届之事をも不行届事旁重罪遠島にも可
候之上は同役之輩に准し候へく候所不行届之趣を以て重罪を減
し追放之重科行ふ者也

松平兵部家来
巨勢加平左
上田半平
横田團四郎
荒木丹八
植村伴内
横山右衛門
古沢郷平

大竹村

今度主人左門家を立退候事評定所ニおゐて右躰ニ至候處
主人之年来之恩をわすれ家老共一同之進退ニ随ひ候事主意を
本意を相失ひ候輩も罷りかへらす須然家老共ゟ而不
寛宥之御沙汰ニ而上ハ此末之輩之事迄も進退せしめ候者也

松平左門家老
前田定右衛門

今度主人左門家を立退候家人共評定所ニおゐて右躰ニ至候
定右衛門こと主人へ勤中旨ニして事起り由候得共中不相聞しか
幸に主人之心も悪しかる右往候上ハ後輩之者共不和之事
無之様主人之ためを相謀りかりそめにも本意にて候得ハ不忠
一人之存ニて家中之浮動を招出候事不審の如くにあ
らハ雖然定右衛門申旨ニ随て左門あやまち無之子細ニ而
不相知候得共定右衛門事ニ於てハ侍様無之者也

松平左門家老
高木八兵衛
沢木一学

就八兵衛殿所之違流小行を立候ニ従て一学殿年寄進發
付者也

辰八月三日

諸道巡検使言上して就に從ひ國郡の治否悉く
御聴ニ達る處に御料私領の者とも苦政特ニ著し
閲ゆ希なく大抵風俗衰へ政事紛しく四民一同ニ
困窮に及ふ由也　閣下　御憂慮尤淺からす也
雑説　御代始の日猶々且又　思召　御旨もに
至ては先ニ御糺問の事何ヶ次自今以後御料の
御役人國郡の諸領主凡大小の政事自ら怠る所
あらハ四民各其生を遂しむ處しも他日ニ至りて露
弊粗除ける事なからハ嚴ニ其沙汰を經し
處之由　仰出也

正徳元年八月

---

不肖之身
東照宮の御統を承しよりこのかた天下の政事常ニ
神徳ニ副ん事をのミ心とし給ふに在世の日短く
して其志の遂させ給ふ事今ニ及ひて以ふ歴々忘れ不と志次
古より幼く國危き代々を見るに其世の人權我
多ハ黨をたてゝ心相和せすして相疑ふによりてさる
なし胡越の人とも舟を同しくしきたる水を渡るにはあら
一心にして其力を我共ニせ時ハ風波の難をもまぬかるゝ事あれ
歴し況や今の世の人當家創業の後治平百年の
間に相生れ相長したる事雖かハ
東照宮乃御恩にあつからさるものあるへき人々其御恩に

粧ひなり世のため人のためなれは古の道を知りて国
危き代々の事共をもて深き戒とすへしまして志
あらん人におゐては国家乃危難このみにかゝれりとしるへし
天下人民の不幸なるへし凡天下の貴賤大小よろしく
相心得へき事に　思召者也

正徳二年十月九日　御黒印

---

論　改貨議

上古より我国にして金銀を生し出し事其数すくなく天下
の財用ことにしくはひし事共は世の人傳へしる所なれは
然るに

東照宮御治世乃始慶長七年に及ひて天運のめくりにあたれる
神徳乃感し出さるゝにあたれ天下の宝山一時にひらけ始めて
金銀の生し事我国乃始よりこのかたいまたさる例を聞す次
是よりして　公私貴賤共に財用ゆたかなる事足りぬるのみにあらす
我国乃外よりも金銀を求めんために渡来れる国々も其数多く
是によりて又我国の資用をゆたかなる事足りぬて今日に至りぬ
皆是

東照宮乃御恩にあらしとは申へからす次寛永年中我国に渡
来れる事を禁せられし国々多しといへとも今にいたりて年々に
渡来れるもの其数すくなからされはよりて我国の金銀を
万国乃宝にとらるゝ事世乃人のまさに推はかるへきところなれは

又慶長より以来のちも異国の中に流れ入或ハ火災の度
焼うせ或ハ神社佛閣衣服器財のために費し用ひし所
九十餘年の間我国の金銀大半を減しけるゆへ又天下此財
用相通しける事甚難に及かたく是によりて元禄年中金
銀の法を改め造られしも我国通用の金銀又其数を倍しけれ
ども其金銀の品ハ
東照宮の定置れし所にハ大に及バざれバによりて工商の
類いふに遂出は金銀の價を賤しくて各其利を失ふに至
りし故事を謀り諸物の價を増加へて高賣しけれバ及
ひて諸物の價ハ年〻に貴く金銀の價ハ年〻に賤くなり
来りて汔今に至て　公私貴賤の難儀に至りぬ異朝も
しても古より其寶貨此所に同しからさる事どもにて
就中中古以来ハ寶鈔と云紙をもて金銀にかへて天下の通
用せしめし事今に至るのよし相變は元禄以来の金銀たとひ
其品ハ下りぬれとも異朝の寶鈔にハまさるべき次第なるに
我国の四民各其家業を相傳て其財用を相通しける事
東照宮より以来代〻の国恩によりし所を知れハいかんとなれハ金銀の
價ともさへ賤しけれバ諸物の價もさのミハ貴からずして今日
の難儀にも及ばざりしも有るらん然とも賤きを重んし利を争ひ
事ハ工商の類此弊ひにいたへきいかならふ皆いへの次只
縁に至る　公私貴賤の難を救ふ事今更是非を論
するに及ハさるなれとも此等の事ども年久しく知らさる事ハ

候事に候故をもつて
御代の始より常に御心に懸られ候所ハ金銀の不足のこと
くに諸物の價を平かにいたしもして天下此弊を除くへき
御本意に候へとも凡物一たひ改まり候後もとのごとくになし
かへし難きハ定まれることわりにて中にも今日此金銀の
不足となりしごとくになし返され候事尤難き事に候若
改へきいはれもなく今此金銀をもつてもとのごとくになし
返さるへきに候ハんにハ天下に通用し來り候金銀を減して数
の半減し天下の人各其家財の半を失ひまして工商の類
の利銭謀候所のものゝごとくにて諸物の價ハ其半を減
して高貴し候事も有へからん然ハ金銀の數ハ今までの半
數減し諸物の價貴く候事ハ今迄のごとくに候ハんにハ公私
貴賤のかんき只今よりハ猶甚しきに至り候へき此等の段
によりて年来の御沙汰にも及ひかたく候ゆへ新金の事或ハ
大小あひ並て流通させ或ハ物に寄候てハ物損しき寶を
失ひ候事有へく也　聞召及ハれやむ事を得られ先其
不足とものごとくに改造へきにあらし　仰出され候き其後のかしくハ
事其不可然候へとも金銀の法元のごとくになし返され候
までハ天下に通用し候金の数其半減すへき事尤候所
然事に有へく候故に先ひき鋳京に又新銀の法次第に京下り候て
去年の冬に至りて銀もて通用し候國々貴賤のなんきに
及ひ候よし　聞召され候に不可然事に　思召され候をもつて

新銀を造り出し候事共ハ仰出せられ候上程なく金銀の品
元のことくにかへし返さるへき事日々に　御心にかけられ候処天
下の寶たる天下と共に寶とすへきものにて候へハ　思召のまゝ
任せられ決定を経られ候事なれとも今日金銀の品残
元のことくにかへし返さるゝを数乃半残減し候とも数年以前
乃代々にかへり候て天下の財用ゆたかになるへき事ハ方々
信し候へし給ふへき天下の貴賤相ともに存候我國乃
金銀を万國にもとめ候て百代の後まて寶とすへきものにて候
へからされとも各其財寶乃本残失ひ候とも其品残元のことくに
かへし返さるへき事になし工商の類を相ともになし候所
金銀の品元のことくにかへし返され候てたとひ其利を失ひ候
とも諸物の價ハ其残減して高賣仕るへき事に候と存
候しを年来乃　御本意乃ことくすみやかに金銀乃品を元
のことくにかへし返され天下の害残除置候へしとし天下の貴
賤乃為にも今日通用乃金銀を数の其残減らされ候とも
不可然事と存工商乃類も其利乃半を失ひ候ハゝ今ハ
いまたへりて存候にハおほくハ天下の人とゝもに其時乃御諸
合下ら候ハゝ只いまの道まても金銀の事ハ我國万代まての
ため也
東照宮乃定置れし法乃ことくにかへし返さるへき　御本意
候へは天下の貴賤あまねく此旨存知すへき者也　[illegible]

辰
十月十一日

後

申渡之覚　　　　　牧野能登守

去子知行所元免之儀付百姓共大勢訴ヘ罷越候ニ付支配ニ而

度々評定一座ニ而吟味致有之候所去子為検見知行所ゟ差遣

家来検見之仕形不宜候ニ付取毛之儀者近村并代官所又者

私領之並茂有之事ニ候得者取箇免合之儀相定可申処ニ不及

其儀ニも坪刈之内上毛之分計穂採抔も取分之儀其之由検見

不越候ニ付共後中ニ百姓共分取毛免合等之儀ニ付中分之庭

納物上ケ手形認文言ニも免定之通申定候左様之事共ニ

不埒之仕形ニ付百姓大勢訴訟ニ差退　　公儀人馬役等も不

相勤候上ニ而百姓　公儀ニ訴訟ニ及取去年之[illegible]

不残百姓共ニ為致元免ニ而也去年検見之節百姓共立毛刈差遣見

茂難致由ニ付以前能登守方之検見不致候ニ付三人之者

より申越百姓方へ可相渡事ニ候先右之段家来共申越

申ニ而は其等之儀常之申付ニ而無之候故之相済候ニ不調法之

至ニ候旨ニ　能登守儀者急度仕置可申付者也

寅三月廿二日

右於保科越前守宅石河近江守列座ニ而申渡之ニ付同月来家来

出座

申渡之覚

牧野能登守知行所

[illegible]

名主壱人

組頭三人

去年牧野能登守知行所取毛高免ニ付百姓共大勢所を立退
公儀ニ訴出候ニ付能登守家来も申立候ニ付評定一座ニ而詮議有之
然処又去年能登守家来為検見知行所ニ而不残刈残候立
毛ニ而免合相極取毛高悪鋪故大勢所を立退候地頭取毛之
事ニ付願成候ても先ニ何ヶ度茂地頭ニ相願候得共又を江戸屋鋪ニ
不承候而願候百姓少ゝ不残越て相願候又地頭之方ニも
不相叶候而布而地頭之尊御も不承候　公儀ニ訴出候上
地頭之去年之指成不残百姓共ニ為致一戸より當地之騒居ニ
茂申候上ニ而能登守屋鋪ニ不残候琉球人御来之兵之人ゝ宗
入用之細大勢所を立退地頭ニ難儀をかけ一戸奇不届
至儀之頭ミ之共人組頭三人追放一戸中付候上

---

寅三月廿三日

申渡之覚

牧野能登守知行所
百姓共之内
相残り候
十四人

去年牧野能登守知行所取毛高免ニ付百姓共大勢所を立退
公儀ニ訴出候ニ付評定一座ニ而詮議有之処又去年能登守家来
為検見知行所ニ而不残刈残り立毛ニ而免合相極取毛ニ而高悪
故大勢所を立退候地頭取毛之事ニ付願成候ても先ニ何ヶ度
茂地頭ニ相願候得共又を江戸屋鋪ニ不承候而願候ハヽ
百姓之内少ゝ不残越て相願候又地頭之尊細も不承

公儀江訴出候上地頭ゟ出候手当ニ相成不残百姓共江為取
中山出雲守旅宿江申越候上ニ而能登守座浦江一統村
琉球人往来之節ニ而人馬等入用之細大略可立退地頭江
難儀之上け可申立様不届之至ニ候依之相残候百姓共之人
ニ一科料為差出候様ニ而可申付候事

亥三月廿三日

右於評定所寺社奉行牧野因幡守町奉行中山出雲守
江勘定奉行水野備後守出座ニ而因幡守申渡ス

前　申渡之覚

成瀬五左衛門

其方組同心十六人之者共儀多門ニ入有之候江度々盗出之一
御城中ニ而番ニ而相勤候處不届者多有之候ハ其方常々
申付候もおろそかニ有之其上十六人迄同様之悪事致
人柄吟味之心掛難無之故ニ候　思召不届之至ニ被成候
御役御免ニ候　御免之処

戌十二月六日

高百俵
五人扶持
松平周防守組
妹尾次郎兵衛

去年迄ハ四谷石須座浦ニ罷在候処此度ニ遣八丁堀町
与力姉聟と申方ニ罷在候處文下女壱人遣置人ハ妾ニ致
罷在候妾之役目論致候間右之妾次郎兵衛刀ニ而二刀

切附ケ申候早速次席之者服部右兵衛切殺し申候次席之者疵
少〻之儀ニ而乱気者ニ付親類共ニ預
当分締舞ニ申付置其後追放ニ被仰付候

四月十三日

仁木甚五左衛門組
間宮左衛門
吉田源兵衛組
條田半十郎

右之者人親類廿ヶ年以前條田又十郎与申者乱心仕候付
拾人扶持被下之旨半十郎ニ浅野ヶ知又半十郎親共申付
又十郎左衛門方ニ而之者共町宅致候付又十郎取ニ
形申候付右之人共不便ニ思召候付壹通遣候　條田半

---

寅四月廿四日

小笠原右近将監殿領分ニ而唐人弐人捕候由

一右近将監殿領分小倉沖江唐船致
漂流ニ付大坂ニ役人流ニ罷在中ニ申含置仲買同船を
小倉江三人之唐人ニ委細ニ申含右三人之例之仲買ニ相
先唐船を被抜前買下申由申達ニ而文右衛門共
中之事先達而取候者共たとへハ其之事とて六ヶ条ニ
率忽小船中江入候者共数多申出唐人中ニ而中之ニ唐
附船頭而唐船之手申侯例之通右御買其ニ
其船掛候日和次第一艘日中右之御買之今ニ而致候条
申候段一艘ニ而候

一　子六月十七日之夜子ノ刻、目附之三人例之抜荷買人ニ而支度
いたし、船底ニ足軽七十五人相添、人ゝ隠レ唐船ニ乗寄候、
抜荷買人ニ来候由申入、合図唐船ニ掛ケ入候故、唐人共為
心を許し候時故、なくしことなく居候へハ船中ニ乗移りかくつき
申候処ハ梯三挺おろし候而、目附之上り候段ニ附キ船底ニ
隠置候足軽共唐船ニ乗うつり、家移り候へハ、唐人共
大きにさわき、釼を抜、働或ハ合之道具を先キ打掛り、又ハ
帆ニ而数を引りき、事之外働候由、船中之儀居ハ不存知
夜中之事ニ何ふもなく捕候由、右足軽之内二三人疵被
請候者有之、其外怪我いたし候者多有之、怪我金銀
有之候由、疵ニて請候者ハ余程之手負ニて候処、右

船中ニ居合候分四十五人不残召捕候処ニ手本ニ而赤衣
なし役人召捕候由

一　罷在候人之内頭唐人三人、小倉ニ引、九右之段於長崎
目附衆へ御舟渡候ニ付、小笠原壹岐守殿へ御状十八日、始終須与
之事ニ付、雲文右之三人之唐人長崎ニ而被遣申来候廿七日
長崎江送り候処、唐船右目附之者いつれも出会達ニ内通
いたし候者壹岐守殿御糺明被成候処、其抜荷之者ハ小倉
之者ニ而ハ無之、他国之者ニ而来合候ニ不知候由

一　大唐船ハ三ヶ国より出合候而乗組候由、猩々緋、海織ニ而船
荷物も国々ゟ参候、九合と有之、盗招と相見へ申候

一　右之掛越候役人

右近将監殿家来
番頭　佐藤要人
唐船追捕役　青柳源太夫
長崎聞役　西田庄三郎
物頭　上条九郎之進
組共
同　横川作左太夫
組共
大船頭　石井与八郎
石火矢打　古田元太夫

右之面々ハ外之船ニ而唐船ニ自然遠慮有之候ニ付唐船ニ
乗移り打潰候ニ付咎無之也

一筑前領大島沖ニ六月廿二日唐船壱艘致漂流候処ニ
松平筑前守殿ゟ打払役人衆相廻り唐船ニ石火矢打
掛候処船中ゟ出火唐船不残焼捨り候ニ付唐人
焼死候也右役人

筑前守殿家来
大目付　小村源次之丞
船奉行　松本市郎之丞
物頭　久野若太夫
船奉行　磯部源之丞

一　長門領分并出候年寄役人

小幡源之丞
村上又右衛門

右唐船之儀用相勤候

一　去ル冬ニ唐船一二艘長門領ニ五艘七十里先之沖漂流船相見へ候ニ付而須至有之候右之所ニハ只今船詰大難有之由ニ候へ共経晴天海上静候而も日本船ハ渡海不罷成候由彼方ハ船余程遠候所ニ長門領漂船仕候ニ付六月十三日追船差出候へハ右之所ニ近〻近寄候へハ出之者方ニ寄不申候由

一　於小倉唐人三人召捕候須至て　奉書井上河内守殿より吉田廣之丞ヨリ小舟ニ渡候処唐人三人召捕候様子書付候へハ須文ニ無之相違ニ付御奉書文ニ事ニ而候様ニ被仰含候中達候河内守申付由庄之丞直ニ相渡候留守居縫田左源之丞ニ申付候也

日本政府図書

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan